

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
1	入札説明書	2	25	3_(7)_①	2009年10月30日公表の「実施方針に関する質問回答」質問No.6にてご回答頂いている内容が前提との理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	入札説明書	4	36	4_(2)_⑤	S P Cから物品の調達を受けた当該事業者は代表企業、構成員、協力企業とはならないありますが、この場合、当該事業者とS P Cが交わす契約は物品契約と考えてよろしいでしょうか？それとも代表企業、構成員、協力企業と同等かつ相応の責任を負うものと考えていいでしょうか？	【2月25日回答公表済】 「選定企業」は、「本衛星製造業者」から物品の購入等を行う場合、当該物品に係る「整備業務」及び「維持管理業務」自体を「本衛星製造業者」に委任又は請け負わせてはなりません。この範囲で、据え付けを含めて、物品を購入することは可能です。また、「本衛星製造業者」に対して当該物品に係る保守等の業務を委任し、又は請け負わせることも可能です。なお、競争的対話等を通じて、「選定企業」の体制等に関する提案内容について当該企業が実質的に関与しているものかどうかを確認することとします。 ※2月22日付「入札説明書に対する質問（参加資格関係）への回答」No.6の回答を明確化したものです。
3	入札説明書	4	36	4_(2)_⑤	通常のP F I事業においては「S P Cと契約する企業＝代表企業、構成員、協力企業」と認識していますが、「代表企業、構成員、協力企業」以外がS P Cと契約せざるを得ない部分があるなら、その部分はPFI事業範囲からははずすべきと考えますが、いかがでしょうか？	【2月25日回答公表済】 本事業の特性に鑑み、原案のとおりとします。
4	入札説明書	13	28	17	「7日以内」とは「暦日7日以内」ではなく「営業日7日」と考えていいでしょうか？	暦日になります。
5	入札説明書	18	32	別紙2_3_(1)	「～代表企業、構成員、協力企業等～」とありますが、この「等」には下請け企業も含まれるのでしょうか？下請け企業は応募グループにとって排他的な位置付けではないので複数の対話に参加することも出来るのではないのでしょうか？	【2月25日回答公表済】 「等」には、契約コンサルタント企業が含まれます。「再受任者」及び「下請負人」は含まれません。
6	(資料-1) 事業契約書(案)	3	2	第1章_第5条_1	開示先として、「事業者に対して本事業に関して融資を行う者（融資を行おうとする者を含む。）」を追加して頂けませんでしょうか。	開示する情報にもよりますが、例えば、基本協定書や契約書であれば、「事業者」に対して「本事業」に関して融資を行う金融機関（融資を行おうとする者を含む。）に対し、開示しても問題ないと考えます。
7	(資料-1) 事業契約書(案)	3	16	第1章_第5条_2	秘密保持の適用除外となる情報について、「開示を受けた当事者が、相手方当事者より開示を受けた情報によることなく、独自で開発した情報」も除外事項になるかと考えますが、いかがでしょうか？	本条項は、相手方当事者等から開示を受けた情報について規定しているものです。
8	(資料-1) 事業契約書(案)	3	32	第1章_第6条_7	維持管理業務や運用業務において、週単位、月単位、年単位でそれぞれ作成する報告書は、業務の性質上、「世界標準時(UTC)」を使用し表記した方が源泉情報・源泉データとの対比も容易と考えます。これら業務で発生する報告書類に対しても、世界標準時(UTC)から日本標準時(JST)への変換を求めていますでしょうか。	ご質問いただいている業務上の報告書類については、世界標準時での作成で問題ありません。
9	(資料-1) 事業契約書(案)	4	5	第2章_第7条	但し書きの通り、発注者が指定する日まで本契約の終了日が延長される場合も、施設整備に係るサービス料は当初スケジュール（金額・時期）の通り支払われ、延長期間の維持管理及び運用に係るサービス料は、当該延長期間分が追加で支払われるとの理解で宜しいでしょうか？	「施設・設備整備費」の「サービス対価」の支払いについては、本契約の終了日の延長如何に関わらず、「資料-4の6ページ3(1)」に規定のとおり支払うことを想定しています。また、「維持管理・運用業務」に係る「サービス対価」については、本契約の終了日が延長する場合は契約を更新することとなり、支払いの金額や時期等の具体的な事項は当該更新された契約によることとなります。
10	(資料-1) 事業契約書(案)	4	7	第2章_第7条	「発注者が指定する日」とは、“本事業衛星の軌道外投棄が終了する日”という理解でよろしいでしょうか。	延長に係る「本事業衛星」の軌道外投棄が終了した後、本契約書（案）第88条に規定する契約終了時の事務に準ずる措置を行う期間を見越して指定します。
11	(資料-1) 事業契約書(案)	4	36	第2章_第9条_2	資料4「サービス対価の算定及び支払方法」表1「サービス対価の構成」の脚注において、「施設・設備整備費」には対象施設及び対象設備の利用権原を賃借により調達する場合に要する費用は含まれると規定されていますが、履行保証保険契約の保険金額については、上記の場合は、これらの、利用権原を賃借により調達する場合に要する費用を含めた「施設・設備整備費」の10分の1以上に相当する額とする、との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
12	(資料-1) 事業契約書(案)	5	6	第2章_第9条_4	2項但書の場合（8号衛星のみ運用開始されている期間における調整）には、調整後の金額の10分の1を基準として増減するという理解でよろしいでしょうか。	質問の趣旨が明確ではありませんが、「8号衛星」に係る「運用開始日」から「9号衛星」に係る「運用開始日」までの間は、保証の額が変更後の「9号衛星」に係る「施設・設備整備費」（「割賦手数料」を除く。）の10分の1に達するまで、保証の額の変更を請求することができます。
13	(資料-1) 事業契約書(案)	5	11	第2章_第10条_1	金融機関がプロジェクトファイナンスを行う場合、事業者が有する事業契約上の権利、及び事業契約の地位譲渡予約に対する貸付人の担保設定及び対抗要件の具備が大前提と考えております。事前に発注者のご承諾を頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	金融機関の要望に基づき直接協定を締結することとなった場合、当該協定に基づき、設定される担保権の内容を個別に判断し、必要な承諾を行う予定です。
14	(資料-1) 事業契約書(案)	5	11	第2章_第10条_1	融資金融機関のために本契約上の地位や本契約に基づく事業者の権利に担保設定を行う可能性がありますので、その場合はご承諾いただけるという認識でよろしいでしょうか。	No. 13を参照下さい。
15	(資料-1) 事業契約書(案)	5	27	第2章_第11条_2	「本事業衛星の瑕疵」によるものは、「発注者」の責に帰すべき事由に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	昨年9月4日に公表した「実施方針」の「リスク分担表」中、「債務不履行リスク他事業」の分担のとおりです。
16	(資料-1) 事業契約書(案)	5	27	第2章_第11条_2	「発注者の責めに帰すべき事由」には、本衛星製造業者及び本事業衛星の打ち上げを実施する者の責めに帰すべき事由も含まれるという理解でよろしいでしょうか。31条3項、4項、33条4項、36条3項、48条2項一号及び68条3項二号についても同様に想定しております。	貴見のとおりです。
17	(資料-1) 事業契約書(案)	5	38	第2章_第12条	「別途指示する様式」とは事業契約書（案）別紙2もしくは「（資料-3）様式集及び記載要領」のP.43～47の様式を想定されているのでしょうか？	別紙2は、「事業計画書」に基づき、事業契約締結までに「事業者」にて作成していただくものです。第12条第1項に規定する様式は、「（資料-3）様式集及び記載要領」をもとに、「発注者」が詳細を定め、「事業者」に提示する予定です。
18	(資料-1) 事業契約書(案)	6	19	第2章_第13条_2	「「発注者」は任意にコンピューター・プログラムを改変し～」とありますが、この場合、任意に改変された後のプログラムの障害等につきましては「事業者」は「責任がない」ということでよろしいですか？	貴見のとおりです。
19	(資料-1) 事業契約書(案)	6	31	第2章_第14条_2	当該侵害により生じた損害とは、第三者の知的財産権等の侵害と直接的に相当因果関係がある範囲に限られると理解しており、派生して生じた間接損害までは含まれていないと認識しておりますが宜しいでしょうか。	相当因果関係が認められる範囲で、間接損害も含まれます。
20	(資料-1) 事業契約書(案)	7	1	第2章_第15条_1	「ただし、～」以降で「本衛星製造業者」に「事業者」から、発注できるようになっていますが、「本衛星製造業者」は「代表企業、構成員、協力企業」になれないことと、本文は矛盾してませんか？	「本衛星製造業者」は「代表企業」、「構成員」、「協力会社」になれませんので、本文の規定のみでは「本衛星製造事業者」に「事業者」が発注できなくなるため、ただし書きを規定しています。
21	(資料-1) 事業契約書(案)	7	2	第2章_第15条_1	「ただし、「事業者」が「本衛星製造業者」から「地上設備」に必要な物品を調達し、」とありますが、ここで言う「調達」とは、物品を購入するだけでなく、据え付けまで含めた発注が可能との認識でよろしいでしょうか。	【2月25日回答公表済】 「選定企業」は、「本衛星製造業者」から物品の購入等を行う場合、当該物品に係る「整備業務」及び「維持管理業務」自体を「本衛星製造業者」に委任又は請け負わせてはなりません。この範囲で、据え付けを含めて、物品を購入することは可能です。また、「本衛星製造業者」に対して当該物品に係る保守等の業務を委任し、又は請け負わせることも可能です。なお、競争的対話等を通じて、「選定企業」の体制等に関する提案内容について当該企業が実質的に関与しているものかどうかを確認することとします。 ※2月22日付「入札説明書に対する質問（参加資格関係）への回答」No. 6の回答を明確化したものです。
22	(資料-1) 事業契約書(案)	7	5	第2章_第15条_2	「「各業務」以外の業務」とは、どのような業務を想定されていますでしょうか？	事業者の提案によりますが、例えば、コンサルタントや金融機関の行う業務等が考えられます。
23	(資料-1) 事業契約書(案)	7	11	第2章_第15条_4	第5項で事業者が当該委託等について一切の責任を負うことになっておりますので、事業者の創意工夫・スムーズな事業遂行の観点より、委託契約の締結・変更につき、発注者の承諾は必須ではなく、発注者への通知に留めて頂けませんでしょうか。	契約先や契約内容など国として最低限確認すべき事項があるため「各業務」に係るものは通知・承諾を必要とします。ただし、「各業務」以外の業務に係るものは通知で足りるため、条文を修正します。なお、承諾にあたっては迅速な対応に努めます。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
24	(資料-1) 事業契約書(案)	7	16	第2章_第15条_4	「発注者」の承諾を得なくてはならない。」となっていますが、「事業者」と「選定企業」等との契約は民間契約ですので、「発注者の承諾」は必要ないと考えますが、いかがでしょうか？	No.23を参照下さい。
25	(資料-1) 事業契約書(案)	7	26	第2章_第16条	本条項は具体的にどのような状況が禁止にあたりとご想定されていますでしょうか。例えば選定企業が請負った整備業務の一部であるアンテナの設置等を第三者であるメーカーに下請けに出したとしても、選定企業自身が工程管理や詳細な仕様の指定、指示を行うことで一括下請けには該当せず、また他の部分から独立してその機能を発揮することはない（衛星や他の設備と一体となって、初めて当該機器の目的が達成できる）と考えた場合、本条項には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	【2月25日回答公表済】 「選定企業」が実質的に関与している（「選定企業」自ら、工程管理や詳細な仕様の指定、指示のみならず、総合的に企画、調整及び指導等を行っている）と認められない場合は、各業務の主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する部分を下請けしてはなりません。また、各業務の主たる部分とは、当該部分が存在しないと国への観測データ伝送及び衛星管制ができなくなる部分を示し、他の部分から独立してその機能を発揮する部分とは、主局又は副局の単位で全体を構成する部分を示します。なお、競争的対話等を通じて、「選定企業」の体制等に関する提案内容について当該企業が実質的に関与しているものかどうかを確認することとします。
26	(資料-1) 事業契約書(案)	7	28	第2章_第16条	「主たる部分」とは「(資料-2) 業務要求水準書」にある、「無線にかかる設備」「衛星管制にかかる設備」「放射計データに係る設備」「通報局資料に係る設備」を示されているのでしょうか？あるいは、それぞれの設備の中の「主たる設備」を示されているのでしょうか？	【2月25日回答公表済】 No.25を参照下さい。
27	(資料-1) 事業契約書(案)	7	33	第2章_第17条	「事業者」は、各「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者をして、「各業務」又は「各業務」以外の業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときとありますが、公認会計士、弁護士等との契約も第三者との契約として、「発注者」の承諾が必要になるのでしょうか。なお、事業契約締結前には弁護士との契約は締結する予定となっています。	No.23を参照下さい。また、事業契約締結前に「事業者」が「選定企業」以外と契約を締結することは想定していません。
28	(資料-1) 事業契約書(案)	8	1	第2章_第17条_2	第2項で事業者が当該再委託等について一切の責任を負うことになっておりますので、事業者の創意工夫・スムーズな事業遂行の観点より、委託契約の締結・変更につき、発注者の承諾は必須ではなく、発注者への通知に留めて頂けませんでしょうか。	No.23を参照下さい。
29	(資料-1) 事業契約書(案)	8	11	第2章_第19条	「監視職員」の責めに帰すべき事由は「発注者」の責めであると理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
30	(資料-1) 事業契約書(案)	8	12	第2章_第19条_1	当該「監視職員」に係る費用は国に必要な費用負担を頂くとの理解でよろしいでしょうか。	「監視職員」の件費は国で負担するものと考えています。
31	(資料-1) 事業契約書(案)	9	2	第2章_第19条	「監視職員」は第5条に定める守秘義務を負って然るべきであり、守秘義務の条項を追加すべきと考えますが、いかがでしょうか？	「監視職員」は気象庁の職員を想定しており、第5条の「発注者」に係る秘密保持義務のほか国家公務員法上の守秘義務が課せられるため原案のとおりとします。
32	(資料-1) 事業契約書(案)	9	5	第2章_第20条_1	通知期限につき「直ちに」とありますが、例えば19条1項の発注者の通知との均衡から、目安として14日以内に通知をすれば、「直ちに」通知したものとご考慮頂けるかの理解で宜しいでしょうか。	「総括代理人」の重要性を踏まえて、第19条第1項とは異なり「直ちに」通知する旨規定しておりますので、原則として数日中には通知頂くことを想定しております。
33	(資料-1) 事業契約書(案)	10	5	第2章_第22条_4	発注者は“随時”に本事業の実施状況並びに本契約の履行状況について、実地にて確認することができる、とありますが、民間の敷地にて本事業を実施する場合、直前までにご連絡頂いた上で、お越しになられるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
34	(資料-1) 事業契約書(案)	10	13	第2章_第23条_2	施設・設備整備費は借入れの返済及び利払にそのまま充当されていきますので、相殺により減額されてしまうと、直ちに債務不履行により本事業が成り立たない事態に陥る恐れもございますので、施設・設備整備費に係る債務は相殺の対象としない旨を明記頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
35	(資料-1) 事業契約書(案)	10	16	第2章_第24条_1	支払遅延に関して、遅延利息の額を超える損害が生じた場合には、かかる超過額についてもご負担頂けるとの認識で宜しいでしょうか。具体的には、支払遅延により、事業者の金融機関に対する支払が遅延した場合、本項で支払を受けられる遅延利息よりも高い金額の遅延利息を金融機関から請求される可能性があり、かかる損害についての補填を想定しております。	遅延利息については本項に規定したとおりであり、これを上回る損害について賠償することは予定していません。
36	(資料-1) 事業契約書(案)	11	4	第2章_第27条	業務上の著しい負担および過大な費用が発生しない限り、「事業者」はこれに応じるものとするとの記載がありますが、その判断は発注者と事業者の協議の上、決定するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
37	(資料-1) 事業契約書(案)	11	7	第2章_第27条_2	発注者が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、発注者が必要な措置を講ずるものとする、とありますが、当該措置に必要な費用（例えばライセンスフィー/電波利用料等）に関しても発注者がご負担頂くという理解でよろしいでしょうか。	電波利用料等のライセンスフィーは発注者が負担します。なお、本項後段に記載する協力を求める場合があります。
38	(資料-1) 事業契約書(案)	11	10	第2章_第27条_2	「業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り」について、どのような状況を想定されているかご教示下さい。要求水準に記載されていないもので、事業者として負担し得ない費用が発生した場合は、発注者負担として頂きたいをお願いします。	「国有地」に建設した建物について、事業終了時に国へ所有権を移転する際に必要な資料作成の支援いただくことなどを想定しています。
39	(資料-1) 事業契約書(案)	11	16	第2章_第27条_4	本項所定の義務に関して、事業者は発注者より必要なご協力を頂けず、結果として許認可取得の遅延から増加費用が発生する場合等におきまして、第3項所定の責任及び損害をご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者が通常想定されるスケジュールにて余裕持ち、許認可の取得に必要な手続きを行った場合であっても、予期せぬ許認可取得の遅延が生じ、当該遅延が許認可権限を有する者の責めに帰すべき事由による場合には、発注者は事業者が負担することとなる責任及び損害について勘案の上ご対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本契約においてはリスク分担上、「事業者」が申請する許認可の遅延に関しては「事業者」が負担することになります。
40	(資料-1) 事業契約書(案)	11	32	第2章_第29条_2	『「事業者」は、「発注者」を通じて、「本衛星事業者」から、「各業務」の実施に必要な情報を得ることが出来る』とありますが、無償かつ合理的な希望期限内に情報を提供していただけるものと考えよろしいでしょうか？	「発注者」が必要と認める情報については無償かつ合理的な期限内に提供いたします。詳細については、第38条の関係者協議会等を活用し、「発注者」、「本衛星製造業者」、「事業者」等の間で協議する予定です。
41	(資料-1) 事業契約書(案)	11	36	第2章_第29条_3	『「事業者」による調整が不適当と認められる場合』とありますが、どのような事態を不適当とみなされるのでしょうか？	各種調整において虚偽や怠慢等があった場合を想定しております。例えば、「本衛星製造業者」側における緊急対応の実施が確保されることを前提に100日間連続観測運用試験を行う際、「事業者」の人員が衛星運用に携わることとなりますが、この時の人員確保に係る虚偽や怠慢があった、といった場合が考えられます。
42	(資料-1) 事業契約書(案)	11	37	第2章_第29条_3	事業者として本事業衛星の製造には協力し、衛星製造業者とスケジュール調整等、必要な対応をさせて頂く所存ですが、衛星製造業者あるいは事業者間の調整における最終的な責任は発注者側にてお持ち頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	最終的な責任の趣旨が不明ですが、「本衛星製造業者」、「事業者」とそれぞれ契約を結んでいるのは「発注者」であり、「発注者」を中心として調整が進められることとなります。
43	(資料-1) 事業契約書(案)	12	1	第2章_第29条_4	衛星製造業者から事業者へは必要な協力（サポート）を頂けるとのことですが、係るサポート費用は発注者（もしくは衛星製造業者）にご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
44	(資料-1) 事業契約書(案)	12	9	第2章_第30条_1	事業者は発注者から要求水準の変更内容を記載した書面を受領した日から“14日以内”に、当該変更に伴う措置、本事業衛星の運用開始の遅延の有無、サービス対価の変動の有無を検討し通知する、とありますが、当該“14日以内”とは、運用開始の遅延の有無及び、サービス対価の変動の有無のみを検討通知し、発注者との協議を開始するまでの期日であり、具体的な遅延を要する期間及びサービス対価変動の金額については、係る協議の中で合理的な期日をもって定められるとの理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
45	(資料-1) 事業契約書(案)	12	12	第2章_第30条_2	事業者のノウハウによる事業収益の改善などは本項の対象にならないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
46	(資料-1) 事業契約書(案)	12	12	第2章_第30条_2	本項に基づきサービス対価が減額される場合且つ金融費用等の増加費用が発生する場合は、発注者にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	当該費用が合理的な増加費用と認められる場合には「発注者」が負担します。
47	(資料-1) 事業契約書(案)	12	16	第2章_第30条_3	「協議が調わない場合」とありますが、協議期間について想定されている時限があればご教示下さい。	具体的に想定している期限はありません。事象に応じて個別に判断します。
48	(資料-1) 事業契約書(案)	12	16	第2章_第30条_3	本条項については、あくまで本変更の実施により、事業者側の実費が下がる場合のみの想定であるとの理解で宜しいでしょうか。	本条第1項は必ずしも「事業者」側の実費が下がる場合に限定したものではありません。
49	(資料-1) 事業契約書(案)	12	38	第2章_第31条_3	発注者帰責で運用開始が遅れた場合においても、事業期間の末日は変更されず、事業者には維持管理・運用期間の短縮による損害が生じます。当該損害（逸失利益を含む）は発注者にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。他の箇所（36条2項、43条6項及び44条5項）も同様です。	「発注者」の帰責事由により「運用開始日」が遅れた場合には、事業者が負担を免れない合理的な費用（業務に必要な人員を維持するための人件費等）につき「発注者」が負担することとしております。但し、逸失利益まで「発注者」側で負担することは想定しておりません。
50	(資料-1) 事業契約書(案)	12	38	第2章_第31条_3	例えば施設・設備の変更が行われた場合、「合理的な増加費用」には、それに見合う金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 46を参照下さい。
51	(資料-1) 事業契約書(案)	12	39	第2章_第31条_3	合理的な増加費用には、運用開始予定日の変更となった場合に発生する借入に係るブレイクファンディングコスト等の金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 46を参照下さい。
52	(資料-1) 事業契約書(案)	13	5	第2章_第31条_4	サービス対価の減額が行われる際、事業者の資金調達において発生したブレイクファンディングコスト等の資金調達費用の増加は考慮して頂けるのでしょうか。	「発注者」の責めに帰すべき理由による「要求水準」の変更の場合は「発注者」が合理的な範囲で負担しますが、「事業者」の責めに帰すべき理由による「要求水準」の変更の場合は「事業者」の負担とします。
53	(資料-1) 事業契約書(案)	13	5	第2章_第31条_4	要求水準の変更により事業者の費用が減少するとき、発注者は合理的な金額の範囲内でサービス対価を減額できるとされておりますが、LA締結後に「施設・設備整備」に係るサービス対価が減額となる場合、(1)金利固定化に係るブレイクコストが発生すること、(2)当該コストは合理的な増加費用として発注者にご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	No. 52を参照下さい。
54	(資料-1) 事業契約書(案)	13	5	第2章_第31条_4	また、施設・設備整備後にサービス対価が減額される場合、サービス対価の減額は施設・設備整備費相当分には及ばないという理解で宜しいでしょうか？	「8号衛星」及び「9号衛星」の運用開始後、各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」について、「要求水準」の変更により「サービス対価」を減額することは予定していません。
55	(資料-1) 事業契約書(案)	13	23	第2章_第32条	本条に基づき、発注者による本契約に定める義務違反に起因する事業者側の損害だけではなく、発注者側の帰責事由に起因して発生した事業者側の損害も事業契約上、ご請求可能との理解で宜しいでしょうか。	「発注者」の帰責事由により「事業者」に生じた損害の負担は、本契約の各条項の定めによります。
56	(資料-1) 事業契約書(案)	13	27	第2章_第33条_1	第三者に対する損害賠償責任義務は一般的ですが、本事業の特性や規模を考えますと、例えば静止衛星同士の衝突（蓋然性は零に近いとは認識しておりますが）等、損害額の規模がはるかに多大となる虞があると考えられます。事業者帰責で斯かる事態が生じた場合、民間でのリスク負担には限界があります。つきましては、民間サイドの損害賠償額の上限（キャップ）設定をご検討頂けないでしょうか？	「事業者」の経営に与える影響の大小にかかわらず、「法令等」の定めにより、「事業者」に対する損害賠償請求額の上限を設けることはできません。
57	(資料-1) 事業契約書(案)	13	27	第2章_第33条_1	発注者の承認するプロセスに沿った運用を実施し、危機的事態が起きないよう最大限の努力を致しますが、万が一、本事業衛星自体の事故が起き、第三者に人的損害又は物的損害が及んだ場合は本項の対象には含まれないとの理解ですが、よろしいでしょうか。33条3項も同様です。	「事業者」の故意、過失によらないものであれば、貴見のとおりです。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
58	(資料-1) 事業契約書(案)	13	27	第2章_第33条_1	不可抗力の起因により第三者に損害が生じた場合、事業者の帰責事由によるものではありませんので、事業者は賠償義務を負わないと理解してよろしいでしょうか。33条2項も同様です。	「不可抗力」であれば、第三者に生じた損害について「事業者」は責任を負いません。
59	(資料-1) 事業契約書(案)	13	32	第2章_第33条_2	補償の対象になるのは、発注者が法的義務に基づいて支払った合理的な金額との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
60	(資料-1) 事業契約書(案)	13	38	第2章_第33条_3	補償の対象になるのは、発注者が当該条約上の義務その他の法的義務に基づいてご負担になられた合理的な金額との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
61	(資料-1) 事業契約書(案)	14	6	第2章_第34条_1	「法令等の変更等」に係る改正法・新法が公布又は施行される前の段階（例えば法律要綱案等が公表された段階）にて本項の通知を行い、協議を実施することも可能でしょうか。	実際に法律が制定されないと契約変更等には至らないでしょうが、協議自体は可能と考えます。
62	(資料-1) 事業契約書(案)	14	35	第2章_第34条_5	法令等の変更等により、本事業に係る事業者の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内でサービス対価を減額できるとされておりますが、サービス対価の減額は、施設・設備整備費相当分には及ばないという理解で宜しいでしょうか？	「8号衛星」及び「9号衛星」の運用開始後、「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」について、「法令等」の変更等を理由として「サービス対価」を減額することは予定していません。なお、運用開始前における「サービス対価」の減額は、「施設・設備整備費」にも及ぶことがあり得ます。
63	(資料-1) 事業契約書(案)	14	35	第2章_第34条_5	サービス対価の減額により生じた増加費用（金融費用も含む）及び損害は第70条第3項に従って発注者にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	第70条第3項により「事業者」が負担を免れない合理的な費用に相当する金額は、「発注者」が負担することになっております。
64	(資料-1) 事業契約書(案)	14	38	第2章_第34条_6	法令等の変更等で運用開始が遅れた場合においても、事業期間の末日は変更されず、事業者には維持管理・運用期間の短縮による損害が生じます。当該損害（逸失利益を含む）は同条4項に従って発注者にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。不可抗力で運用開始が遅れる場合（35条6項・4項）も同様です。	「発注者」の帰責事由により「運用開始日」が遅れた場合には、「事業者」が負担を免れない合理的な費用（業務に必要な人員を維持するための人件費等）につき「発注者」が負担することとしております。但し、逸失利益まで「発注者」側で負担することは想定しておりません。
65	(資料-1) 事業契約書(案)	15	7	第2章_第35条	不可抗力に起因して受託企業の業務の履行が出来なくなった場合には、事業者の義務の履行が出来なくなったと同視されるという理解でよろしいでしょうか。	「不可抗力」により受託企業の業務の履行ができなくなった場合であっても、「事業者」自身又は代替企業による業務の履行が可能な場合には、「事業者」の義務の履行ができなくなったと認められません。
66	(資料-1) 事業契約書(案)	15	7	第2章_第35条_2	「発注者」が認める第三者とはどのような者を想定されておられますでしょうか。	その事象に関して専門的知見を有する者です。
67	(資料-1) 事業契約書(案)	15	17	第2章_第35条_2	不可抗力の典型例である天災地変の場合、当該事由の発生はある種公知の事実となりますが、その場合でも第三者による証明は必要となりますでしょうか。また、事業者側が申し出る場合の不可抗力につき、第三者の証明が必要となってしまう場合、想定外のリスクに対応するための相当な増加費用を見込まざるを得ず、また、特に本事業衛星の損傷に至るような宇宙災害については、実質的に証明頂くことは困難なものと考えられ、事業者の義務としては、前段の情報提供に留めて頂きたく、お願い致します。	ご指摘の場合における公知の事実は「第三者による証明」と言えるものと考えます。また、本条項においては、ただし書きにあるよう、「本事業衛星」の損傷の原因不明が第三者により証明された場合には、「不可抗力」の証明があったものとみなすこととしております。
68	(資料-1) 事業契約書(案)	15	21	第35条第3項	協議されることとなる増加費用の負担と別紙7で定められる負担割合の違いに付きご教示下さい。	協議により合理的な増加費用の範囲及び金額を決定し、別紙7の負担割合に応じて当該費用を負担します。
69	(資料-1) 事業契約書(案)	15	30	第2章_第35条_5	不可抗力により、本事業に係る事業者の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内でサービス対価を減額できるとされておりますが、サービス対価の減額は、施設・設備整備費相当分には及ばないという理解で宜しいでしょうか？	「8号衛星」及び「9号衛星」の運用開始後、「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」について、「不可抗力」の変更等を理由として「サービス対価」を減額することは予定していません。なお、運用開始前における「サービス対価」の減額は、「施設・設備整備費」にも及ぶことがあり得ます。
70	(資料-1) 事業契約書(案)	15	30	第2章_第35条_5	サービス対価の減額により生じた増加費用（金融費用も含む）及び損害は第70条第3項に従って発注者にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 63を参照下さい。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
71	(資料-1) 事業契約書(案)	16	1	第2章_第36条_1	一時中止の事由について、より限定していただけないでしょうか。なお、運用期間中に本事業を中断した場合でも、施設・設備整備費は予定通りお支払い頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	例えば、「不可抗力」により主局又は副局の一方が使用不能に陥った場合などが想定されますが、その他にも様々な事例があり得るため、事由を限定することはできません。なお、「運用期間」中に「本事業」を中断した場合、「施設・設備整備費」は支払われます。
72	(資料-1) 事業契約書(案)	16	2	第2章_第36条_1	本事業の一時中止等による事業開始の遅延が発生した場合でも、事業終了時期（2030年3月末）は変更されないという理解で宜しいでしょうか。仮に変更（延長）されるとした場合、想定の新更新スケジュールの狂いにより、更新費用の増加が見込まれる場合がありますが、かかる増加費用の負担については本条3項に含まれ、発注者側にてご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	「本事業」の一時中止を理由とした事業終了時期の変更は想定していません。なお、運用開始の遅延により「本事業衛星」の軌道外投棄が当初の契約期間を超える場合は第7条によります。
73	(資料-1) 事業契約書(案)	16	19	第2章_第37条_1	「本衛星製造業者」及び「本事業衛星」の打ち上げを実施する者に対して生じた不可抗力により本事業の運用開始が遅延した場合については、同資料 事業者が生じた不可抗力事由にはあらず、発注者の責に帰すべき事由（本事業衛星の打ち上げを実施する者及び本衛星製造業者の責めに帰すべき事由を含む。）に該当するとの認識でよろしいでしょうか。第70条8項についても同様のコメントです。	ご指摘のケースは第37条第3項が適用されます。なお、第70条第8項に係る質問についてはその趣旨が不明なため、回答できません。
74	(資料-1) 事業契約書(案)	16	24	第2章_第37条_1	合理的な増加費用には、借入に係るブレイクファンディングコスト等の金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No.46を参照下さい。
75	(資料-1) 事業契約書(案)	16	24	第2章_第37条_1	合理的な増加費用には、事業者が締結する借入れ関連の契約に基づいて発生する金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。また、発注者帰責により増加費用の支払い自体が遅延した場合については、かかる遅延利息もご負担頂ける理解でよろしいでしょうか。	前段については当該費用が合理的な増加費用と認められる場合には「発注者」が負担します。また、後段については第24条第1項が適用されます。
76	(資料-1) 事業契約書(案)	16	32	第2章_第37条_2	「施設・設備整備費」相当額に対し～とありますが、「8号対応の設備」と「9号対応の設備」それぞれの相当額に分けるべきと考えますが、いかがでしょうか。	本条項中、「本事業衛星」とは、「8号衛星」、「9号衛星」それぞれについて規定しているものであり、貴見の趣旨を踏まえた規定になっているものと考えています。
77	(資料-1) 事業契約書(案)	16	33	第2章_第37条_2	当該条項において、事業者帰責における運用開始の遅延にかかる遅延利息の規定がありますが、事業者帰責による事業者の遅延時においては、第70条6項において施設整備費を頂けない旨の規定があり、事業者は施設整備費を頂けない事による損害を負担する立付けになっており、それに加え本条項において、遅延利息の条項を課せられることは、過大な負担と考えますので、当該遅延利息を免除頂くか、もしくは当該遅延利息を支払うことにより施設整備費については、当初の予定通りお支払い頂く形にご変更頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
78	(資料-1) 事業契約書(案)	17	6	第2章_第38条	現時点のご想定における関係者協議会の開催期間・頻度・場所、参加者規模等、ご想定をお教え頂けますようお願い致します。	現時点では未定です。
79	(資料-1) 事業契約書(案)	17	27	第3章_第1節_第41条_1	事業者が国有地である事業用地を使用しない場合は、国との間で「国有財産無償貸付契約」は締結しなくても宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
80	(資料-1) 事業契約書(案)	18	1	第3章_第1節_第41条_4	使用権限の確保につきましては、具体的にどのような形式を想定されておられますでしょうか。	地上権、賃借権の登記又は借地借家法上の対抗要件具備（建物の登記）等を想定しています。なお、具体的な方法については「事業者」の提案によりますが、当該提案の妥当性については、競争的対話等を通じて確認してまいります。
81	(資料-1) 事業契約書(案)	18	1	第3章_第1節_第41条_4	使用権原について「（第三者に対抗できるものに限る）」とありますが、現在の法律で定められている範囲（例えば不動産賃借権の登記をする）で対抗力を備えることを尽くすということで、よろしいでしょうか。	No.80を参照下さい。
82	(資料-1) 事業契約書(案)	18	20	第3章_第1節_第42条_3	事業者は、関係資料を善良な管理者の注意をもって管理するとありますが、関係資料の内容を積極的に検証する義務は負わず、貸与頂いた関係資料の内容に係る責任は、事業者負担ではないとの認識でよろしいでしょうか。	関係資料の内容を精査する義務は当然にあり、善管注意義務に含まれます。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
83	(資料-1) 事業契約書(案)	18	36	第3章_第1節_第43条_3	更なる調整を行っても近隣住民の了解が得られず、調整の時間的猶予がなくなった場合にも、整備計画の変更をご承諾して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	十分な期間調整を行って頂くことを想定しておりますので、規定どおり、「事業者」が更なる調整を行っても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限って、承諾することと致します。
84	(資料-1) 事業契約書(案)	19	5	第3章_第1節_第43条_6	本項の場合の運用開始予定日の延期に伴って事業者に生じる、あるいは係る協力による増加費用や損害については発注者にご負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	当該費用及び損害が合理的なものと認められる場合には「発注者」が負担します。
85	(資料-1) 事業契約書(案)	19	30	第3章_第1節_第44条_5	国有地である事業用地に関して汚染・埋蔵文化財等の存在が判明した際に発注者に負担頂く「事業者が生じる合理的な範囲内の増加費用」には、金利固定化の解約コスト等をはじめとする金融費用が含まれるという理解で宜しいでしょうか？	No. 46を参照下さい。
86	(資料-1) 事業契約書(案)	19	32	第3章_第2節_第44条_5	発注者は事業者が生じる合理的な範囲内の増加費用を負担するとありますが、これは前項における“著しい増加費用が生じる場合”に限らず、軽微な増加費用が生じた場合であっても、当該増加費用をご負担頂けるという認識でよろしいでしょうか。	第44条第4項において、「著しい増加費用」となっている以上、「軽微な増加費用」は通知されないため、同条第5項で「発注者」は「軽微な増加費用」については負担することになりません。
87	(資料-1) 事業契約書(案)	20	33	第3章_第2節_第48条_1	事業者は発注者から設計図書の変更内容を通知した後“14日以内”に、設計図書の変更に伴い発生した費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならぬ、とありますが、当該“14日以内”とは、設計図書の変更に伴い発生する費用の有無、工期又は工程の変更の有無のみを検討通知し、発注者との協議を開始するまでの期日であり、具体的な費用の金額及び変更後の工期又は工程については、係る協議の中で合理的な期日をもって定められるとの理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
88	(資料-1) 事業契約書(案)	21	7	第3章_第2節_第48条_3	本項において、費用が減少する（増加費用や損害の低減を含む）場合等、合理的な理由があれば、発注者と協議の上、設計図書の変更をご承諾頂くことは可能との理解で宜しいでしょうか。	変更後の「設計図書」の内容が「要求水準」に適合することを確認した上で、費用が減少する場合等合理的な理由があれば当該変更を承諾できるものと考えています。
89	(資料-1) 事業契約書(案)	22	30	第3章_第3節_第54条_1	単体適合性試験とは、具体的にどういった目的・手法による試験をご想定されているのでしょうか。また、ロ～ホの検査の内容、位置づけ、定義と併せ、ご提示頂きたいをお願いします。	前段については、「要求水準書」の別紙1を参照下さい。また、ロについては、「要求水準書」18ページ用の語集中「使用可能」な状態であるかを検査するためのものです。ハについては、軌道上試験の当初に衛星本体と地上設備とのインターフェースの確認等を行うための試験です。ニについては、「要求水準書」18ページ用の語集中「運用可能」な状態であるかを検査するためのものです。ホについては、運用開始前、実際に運用を開始できるかを最終的に確認するための試験です。
90	(資料-1) 事業契約書(案)	22	31	第3章_第3節_第54条_1	ロ“「地上設備」の完成試験”は各業務の実態に応じ、“「結合前据付完了試験”との名称にご変更願えませんか。	原案のとおりとします。
91	(資料-1) 事業契約書(案)	23	10	第3章_第3節_第55条_1	“事業者から申し出のあった日”とございますが、具体的には運用可能な状態にした時点（ひまわり8号：平成26年12月末、ひまわり9号：平成28年12月末）という理解で宜しいでしょうか。	「事業者」から申し出のあった日とは、第54条第1項ホに掲げる運用開始前最終試験を受ける準備が整ったと「事業者」が判断した時点のことを想定しています。
92	(資料-1) 事業契約書(案)	23	27	第3章_第3節_第57条	『各「地上設備」の完成後』とありますが、どの時点を「地上設備」の完成とみなしていいのでしょうか。第55条の検査に合格したときでしょうか？あるいは第56条の完成通知書を受け取ったときでしょうか？	第56条の「完成通知書」を受け取った時です。
93	(資料-1) 事業契約書(案)	23	28	第3章_第3節_第57条	登記簿謄本の写し又は全部事項証明書は運用開始日以後速やかに提出するとの理解で宜しいでしょうか。	規定どおり、（運用開始日以後ではなく）「地上設備」の完成後、速やかに登記を行って頂き、登記簿謄本の写し又は全部事項証明書を提出頂きたいと存じます。
94	(資料-1) 事業契約書(案)	23	33	第3章_第4節_第58条	当該試験の協力について、具体的にどのような時間帯に何人程度の協力を想定していればよろしいでしょうか？	具体的にはまだ決まっていません。第38条の「関係者協議会」等を活用し、「発注者」、「本衛星製造業者」、「事業者」等の間で協議する予定です。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
95	(資料-1) 事業契約書(案)	23	33	第3章_第4節_第58条	本項に記載されている各試験に関し、試験終了後（試験合格の確認等をもって）、発注者から事業者に対して試験検査済証等、何らかの書面を交付することとして下さいますようお願いいたします。	「本事業」と衛星製造等事業は緊密に連携して実施する必要があります。第58条は「発注者」が「衛星製造業者」に対して行う「本事業衛星」に係る試験であり、「事業者」が協力等行うべきことを規定しています。「発注者」が「事業者」に対して行う各「地上設備」に係る試験は第54条及び第55条に規定しており、各検査段階で当該検査結果を「事業者」に通知（書面：第6条参照）することとしております。なお、「本事業衛星」に係る試験の結果については、「発注者」が必要と判断する場合に「事業者」にも共有します。
96	(資料-1) 事業契約書(案)	24	3	第3章_第4節_第58条_1 _ロ	8号衛星に関して、100日間連続観測運用試験中は国の帰責により衛星製造業者が運用を行い、当該試験が終了した後、本事業衛星の運用は事業者に移管され、事業者はその時点からの運用におけるサービス対価を頂けるという理解で正しいでしょうか。	「8号衛星」に関して、100日間連続観測運用試験中は「事業者」との間で言えば国の責任の下、「本衛星製造業者」が運用を行います。第54条第1項ホに掲げる「本事業衛星」の運用開始前最終試験が終了した後、「本事業衛星」の運用は事業者に移管されることとなり、運用開始後「サービス対価」の支払いが開始されます。
97	(資料-1) 事業契約書(案)	24	8	第3章_第4節_第58条_2	本事業衛星の軌道上試験終了後、直ちに本事業衛星の運用を事業者に移管するとありますが、試験終了（国の確認）をもって移管が実施され、移管自体に係る確認や手続はないという理解でよろしいでしょうか。もし、移管自体の手続、確認方法、前提条件（事前に実施/確認等の完了を要する具体的な要件）がありましたらご教示下さい。	「本事業衛星」の運用の移管は、各「本事業衛星」について運用を開始できる状態となったことを確認するための検査完了後となります。なお、「本事業衛星」の所有権は「発注者」にあり、「事業契約書」において、「各「本事業衛星」の運用を移管する」とこととしており、別途契約書等を締結する予定はありません。
98	(資料-1) 事業契約書(案)	24	8	第3章_第4節_第58条_2	運用の事業者への移管について「直ちに」とありますが、これは「運用開始予定日までに」と捉えて宜しいでしょうか。	軌道上試験の終了後、「事業者」に移管が行われ、その時点から実際に運用が開始されることとなります。
99	(資料-1) 事業契約書(案)	24	10	第3章_第4節_第58条_2	移管に関し、国と事業者との間の本事業衛星に係る権利関係、契約等について、想定されている内容についてご教示下さい。また、何らかの契約をする場合は、当該契約案につきできる限り早い時期にご提示頂きたいをお願いします。	No. 97を参照下さい。
100	(資料-1) 事業契約書(案)	24	14	第3章_第4節_第59条	『「本衛星製造業者」による訓練』は無償で受けられると考えてよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
101	(資料-1) 事業契約書(案)	25	22	第4章_第63条_3	住民の反対運動、訴訟等への対応は事業者として対応させて頂く所存ですが、係る増加費用及び損害については、発注者にご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	本項後段に規定したとおり、「国有地」上に「地上設備」を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は「発注者」が行い、「事業者」には必要な協力を求めることとしています。係る協力に要する費用は、「発注者」が負担します。
102	(資料-1) 事業契約書(案)	26	2	第4章_第66条_1	「地上設備」の譲渡、担保権の設定その他一切の処分が禁止されておりますが、金融機関がプロジェクトファイナンスを行う場合、地上設備に対しても担保設定が必須となります。また、事業者が民有地/民有施設の活用を提案する場合も、当該土地/施設の賃借権（または使用权）及び当該施設自体にも担保設定を行うのが一般的です。事業契約の地位、事業契約に基づく権利の場合と同様に、事前のご承諾により担保設定可能となるようご検討願います。	No. 13を参照下さい。
103	(資料-1) 事業契約書(案)	26	4	第4章_第66条_2	建物等の使用权原を確保する必要のあるタイミングである、設計図書の「完成」とはいつの時点が想定されているのでしょうか？第47条第1項の確認が終了した時点が想定されている場合、第48条の変更が行われた場合はどのようになるのでしょうか？	原則として、第47条第2項の「確認結果の通知」を受領したときとなります。ただし、第48条に基づき「設計図書」を変更することによって、賃借する場所（建物）が変更される等改めて使用权原を確保し直さなければならない場合は、当該変更に係る「設計図書」の完成までに使用权原を確保し直すこととなります。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
104	(資料-1) 事業契約書(案)	26	4	第4章_第66条_2	本項及び第3項に関連しますが、本事業に関して、例外なく施設・設備に関して賃貸借／リース可能であるという理解でよろしいでしょうか。リースをご承諾いただける際に発注者から条件が付されるようですが（第66条4項）、どのような条件が付されることになるのか確認させて頂きたく、お願いします。 また、整備対象の施設及び設備を賃貸／リースした場合、当該部分に関しては、事業契約書の一部の規定（例えば、事業者が許認可取得する規定（49条、53条）、「地上設備」の登記をする規定（57条）、「地上設備」の保全義務が定められた規定（89条）など）をそのまま適用できなくなると思いますが、この点の処置は賃貸借／リースの場合には適用がないとの理解でよろしいでしょうか。他方、「地上設備」（47条など）、「整備業務」（15条、50条など）、「整備業務担当企業」（39条、50条、52条など）等の理解につきましては、整備業務の一つの形として賃貸借／リースの方法により使用権限を確保する場合も含まれるということで、よろしいでしょうか？	第1段第1文については、貴見のとおりです。第2文は、第3項前段の承諾については、例えば、リースによる調達を承諾する際に、事業者の使用権原を確保することを目的として、「事業者」の購入選択権が確保されていること等を発注者による承諾の条件とすることを想定しております。 第2段については、国が承諾するにあたり、ご質問のような条項の取扱いについて調整を行うことを予定しており、単純に適用されなくなるわけではありません。
105	(資料-1) 事業契約書(案)	26	9	第4章_第66条_3	リースをする場合、リース企業は「選定企業」の位置付けになることを求められるのでしょうか？	【2月25日回答公表済】 「選定企業」の実施する「整備業務」や「維持管理業務」が「要求水準」を満たし、「事業者」が「地上設備」の使用権原（第三者への対抗力）を確保できる場合は、「地上設備」のリース調達先であるリース企業を「選定企業」とする必要はありません。ただし、当該リース企業が「選定企業」となることを妨げるものではありません。
106	(資料-1) 事業契約書(案)	26	9	第4章_第66条_3	本項に基づき、発注者の承諾があれば、事業者に対して融資を行う金融機関を担保権者とする地上設備への抵当権及び譲渡担保権等の設定は可能と考えて宜しいでしょうか。	No. 13を参照下さい。
107	(資料-1) 事業契約書(案)	26	9	第4章_第66条_3	地上設備に関し、事業者が所有もしくは使用権原を確保している資産、権利について、融資金融機関から融資を受けるに際して、当該金融機関が担保権設定を行う場合は、合理的な理由がない限り、承諾申請後速やかにご承諾頂きたくお願いします。	No. 13を参照下さい。
108	(資料-1) 事業契約書(案)	26	9	第4章_第66条_3	地上設備に関し、事業者が所有もしくは使用権原を確保している資産、権利について、融資金融機関から融資を受けるに際して、当該金融機関が担保権設定を行う場合の承諾手続きに関し、現時点で想定している具体的な内容についてご教示下さい。	事前に「事業者」から融資及び担保の内容につきご提示頂いて、「発注者」側で承諾すべきか検討させて頂くことを想定しております。また、No. 13を参照下さい。
109	(資料-1) 事業契約書(案)	26	9	第4章_第66条_3	事業者はリースにて物品を調達する場合、発注者の承諾を得る、とありますが、本承諾のプロセスについてご呈示願います。	事前にリースの内容（対象物件、リース条件等）を発注者にご提示頂き、「発注者」側で承諾すべきか検討させて頂くことを想定しております。
110	(資料-1) 事業契約書(案)	26	12	第4章_第66条_4	「必要と認める条件」は、誰の、何に対して附されるのでしょうか？	例えば、リースによる調達を承諾する際に、「事業者」の使用権原を確保することを目的として、「事業者」の購入選択権が確保されていること等を「発注者」による承諾の条件とすることを想定しております。また、第74条第2項に規定する事業継続が優先されること、担保権の実行について、一定の制限（「発注者」との協議等）を設ける条件を付させて頂くことなどを想定しております。
111	(資料-1) 事業契約書(案)	26	12	第4章_第66条_4	地上設備に関し、事業者が所有もしくは使用権原を確保している資産、権利について、融資金融機関から融資を受けるに際して、当該金融機関が担保権設定を行う場合の承諾にあたり、発注者として必要と認める条件があればご教示下さい。	例えば、第74条第2項に規定する事業継続が優先されること、担保権の実行について、一定の制限（「発注者」との協議等）を設ける条件を付させて頂くことなどを想定しております。
112	(資料-1) 事業契約書(案)	26	15	第4章_第67条	「…事業計画書に記載のない地上設備…」とは、例えばどのような地上設備を示されているのかご教示願います。	ご質問頂いた記述は、「事業計画書」に記載のない修繕または更新を行う場合のことについて記述されたものです。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
113	(資料-1) 事業契約書(案)	26	21	第3章_第3節_第67条_3	『陳腐化が「事業者」の提案書類作成時には合理的に予測不可能であることを「事業者」が証明した場合』とございますが、提案書類作成時において、各設備のメーカーが公表している耐用年数の間は、当該設備が陳腐化しないとの前提で提案書類を作成したことを証明した場合、これをもって事業契約上の証明を行ったと見做されるものと理解して宜しいでしょうか。	本項は、例えば、運用期間中に到来するシステムの更新時に当初整備したオペレーティングシステム等のシステム環境が世の中に存在せず全く異なる概念のものを新規に整備しなければならないような状況を想定しております。このため、ご質問にある個々のシステムの耐用年数では判断できないと考えており、個々の状況を踏まえ協議することとします。
114	(資料-1) 事業契約書(案)	26	21	第4章_第67条_3	地上設備が陳腐化して要求水準等の内容を満たさない場合であっても、各本事業衛星の運用の事業者への移管後においては、施設・設備整備費については、減額されずに支払われるという理解でよろしいでしょうか。	本条項においては、陳腐化を放置して「要求水準」を満たさない状態を継続することを想定したのではなく、陳腐化に対応するための増加費用の負担のあり方について規定したものです。なお、「8号衛星」及び「9号衛星」の運用開始後、仮に、陳腐化により「要求水準」を満たさない状態となった場合は、各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」を減額することは予定していませんが、モニタリングにより「維持管理費」等を減額することになります。
115	(資料-1) 事業契約書(案)	27	1	第4章_第68条_3	本事業衛星の損傷又は消失の事態が生じた場合において、事業者の責めに帰すべき事由について、事業者の故意、重過失に限って、事業者が復旧費用を負担することにして頂きたいをお願いします。	原文のとおりとします。「事業者」の責めに帰すべき事由については、第2項の規定に基づく措置等をその都度確認し、第3項に基づき協議することになります。
116	(資料-1) 事業契約書(案)	27	1	第4章_第68条_3_一	気象庁殿よりご承認頂いた維持管理・運用を行っている限り、衛星の障害等トラブルが発生した場合、事業者の責めに帰すべき事由にはあたらないとの認識でよろしいでしょうか。	「発注者」が承認した「維持管理・運用業務」を適切に履行している限りにおいては、「事業者」の責めに帰すべき事由にはあたらないとの理解でよいと考えます。もちろん実際の運用において不都合な点は速やかに「発注者」に申し出て自ら積極的に是正する必要があります。
117	(資料-1) 事業契約書(案)	27	9	第4章_第68条_4	本項に規定される「必要な措置」を講ずるに当たって増加費用が発生した場合、当該増加費用の負担に関しては、前項の復旧費用の負担の取扱いに準じるものとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
118	(資料-1) 事業契約書(案)	27	11	第4章_第69条_1	日米バックアップ協定に基づく運用の具体例を提示していただけないでしょうか？	第69条に規定する「日米バックアップ協定」に基づく日米間の協力内容は一方の国の静止気象衛星に不具合が生じた場合にもう一方の国の静止気象衛星を相手国側に移動させ、それぞれ相手国地域の気象に係る観測データを相手国地上局に送信する、というものです。
119	(資料-1) 事業契約書(案)	27	12	第4章_第69条_1	日米バックアップ協定に基づく運用において、万が一、本衛星を米国の用途に供する場合、軍事用途に供されないこと明記頂くことは可能でしょうか？逆に軍事用途に供される可能性が零ではない場合は、攻撃目的/防衛目的の別を含めて、具体的な用途を開示頂けませんでしょうか？	第69条に規定する「日米バックアップ協定」に基づく日米間の協力内容は一方の国の静止気象衛星に不具合が生じた場合にもう一方の国の静止気象衛星を相手国側に移動させ、それぞれ相手国地域の気象に係る観測データを相手国地上局に送信する、というものであり、本協定により「本事業衛星」が米国の軍事用途に供されることはありません。
120	(資料-1) 事業契約書(案)	27	12	第4章_第69条_1	当該日米バックアップ協定に基づき本事業衛星の運用を行った場合、サービス対価の見直しを実施し、必要な増加費用及び損害を発注者にご負担頂くとの理解で宜しいでしょうか。	「サービス対価」の見直しを行うのか、別途の費用負担を「発注者」が行うかは未定ですが、「発注者」が発生する増加費用を負担するということになります。
121	(資料-1) 事業契約書(案)	27	12	第4章_第69条_1	地上設備に関しては、事業開始時より日米バックアップ協定に対応可能な仕様（アンテナ稼動範囲等）にて地上設備を整備する必要はないとの理解ですが宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、「本事業」に係る提案においては、本契約書（案）第69条に規定する「日米バックアップ協定」への対応を含め、「本事業」における各種リスクの負担に係る増加費用の最小化が期待されることです。
122	(資料-1) 事業契約書(案)	27	17	第4章_第69条_2	増加費用には、借入に係る金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	第69条は運用段階のことであります。第1項の運用を行うために、既成の「施設・設備整備費」の借入に係る金融費用が増加することはないと考えております。設備の増強等を行うなど新たな整備に伴い発生する増加費用を割賦払いする際は、係る金融費用を「発注者」が負担いたします。
123	(資料-1) 事業契約書(案)	27	29	第5章_第70条_3	「サービス対価」を減額する場合に減額される本契約履行に係る費用のうちの減少費用につきまして、具体的にご教示下さい。	本契約書（案）の各条項の定めるところによります。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
124	(資料-1) 事業契約書(案)	28	9	第5章_第70条_5	合理的な費用に相当する金額とは、維持管理・運用業務の遅延に関する増加費用及び当該遅延に起因する損害が含まれているとの認識でよろしいでしょうか。また、8号衛星に関する維持管理・運用が開始されない場合でも、9号衛星に関する維持管理・運用が開始されている場合は、8号衛星及び9号衛星に共通する維持管理費・運用費はお支払い頂くことを想定しておりますが、そのような事態（8号が運用されていないのに9号が運用されている事態）が想定しえないということでしょうか？なお、後者については第4項及び第8項についても共通のコメントになります。	第1文のご質問については、ご理解のとおりです。第2文のご質問については、本契約書（案）においては、「8号衛星」の維持管理・運用が開始されていない場合に、「9号衛星」に関する維持管理・運用が開始される事態は想定しておりません。
125	(資料-1) 事業契約書(案)	28	9	第5章_第70条_5	8号衛星より先に9号衛星が打ち上がった場合は、当該項目含め、先に打ち上がった衛星を8号衛星と読み替えた条件とするという理解で宜しいでしょうか。	本契約書（案）においては、「8号衛星」の維持管理・運用が開始されていない場合に、「9号衛星」に関する維持管理・運用が開始される事態は想定しておりません。
126	(資料-1) 事業契約書(案)	28	25	第5章_第70条_6,7	左記の2項は、「維持管理・運用業務」の開始遅延に係る規定であり、一度、当該業務が開始された場合には、適用されないものと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
127	(資料-1) 事業契約書(案)	28	27	第5章_第70条_6	運用開始日まで当該本事業衛星に係る施設・設備整備費を支払わないとありますが、事業契約第58条2項に規定する本事業衛星の運用の事業者への移管をもって運用開始となり、以降は施設・設備整備費について別紙6に基づき支払われるという理解でよろしいでしょうか。	本項は、運用開始が「運用開始予定日」より遅延した際の「施設・設備整備費」の支払いを規定しております。最終的に運用が開始されれば別紙6に従い支払いが開始されます。
128	(資料-1) 事業契約書(案)	28	29	第5章_第70条_7	地上設備が使用可能な状態であれば、発注者帰責事由により維持管理・運用業務の開始遅延如何に係らず、運用開始予定日から、施設・設備整備費について別紙6に基づき支払われるという理解でよろしいでしょうか。	当初の「運用開始予定日」以降、「発注者」の責めに帰すべき事由により遅延が生じている期間は、「地上設備」が「使用可能」であることを条件として、別紙6に従い当初支払う予定であった当該「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の相当額を支払います。例えば、「8号衛星」に係る「運用開始日」が、「発注者」の責めに帰すべき事由のみにより、平成28年4月となった場合、平成27年度（前期、後期）に支払う予定であった当該「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の相当額を支払います。
129	(資料-1) 事業契約書(案)	29	12	第5章_第70条_9	『「地上設備」が「使用可能」であることを条件として、「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」相当額を支払う』との規定がございますが、「施設・設備整備費」は「事業者」が金融機関から借り入れるローンの返済原資であり、万一、当該支払が停止される可能性がある場合には、保険の付保、リザーブの積立等他の手段でローンの返済原資を確保する必要があり、「事業者」のコストアップ要因となります。つきましては、「法令等の変更等」及び「不可抗力」により「事業者」に発生した増加費用の負担については、別途、規定されていることも鑑み、本項は削除して頂きますようお願いいたします。	「施設・設備整備費」は、「事業者」が金融機関から借り入れるローンの返済原資であり、万一、当該支払が停止される可能性がある場合には、保険の付保、リザーブの積立等他の手段でローンの返済原資を確保する必要があり、本項の規定を設けています。
130	(資料-1) 事業契約書(案)	29	12	第5章_第70条_9	地上設備が使用可能な状態であれば、法令等の変更等又は不可抗力により維持管理・運用業務の履行不能な状態如何に係らず、運用開始予定日から、施設・設備整備費について別紙6に基づき支払われるという理解でよろしいでしょうか。	当初の「運用開始予定日」以降、「法令等」の変更等又は「不可抗力」により履行不能な状態が存続している期間は、「地上設備」が「使用可能」であることを条件として、別紙6に従い当初支払う予定であった当該「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の相当額を支払います。例えば、「8号衛星」に係る「運用開始日」が、「法令等」の変更等又は「不可抗力」により、平成28年4月となった場合、平成27年度（前期、後期）に支払う予定であった当該「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の相当額を支払います。
131	(資料-1) 事業契約書(案)	29	12	第5章_第70条_9	本条項にかかわらず、「地上設備」自体が、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、業務の全部又は一部が履行不能な場合は、あくまでかかる事態は事業者帰責によらない事業中断であることから、かかる期間においては「地上設備」の「使用可能」の可否によらず、「施設・設備整備費」相当額はお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	「地上設備」が「使用可能」な状態ですらない場合に「施設・設備整備費」を支払う必要はありませんので、規定どおり「使用可能」となっていることを条件として、「施設・設備整備費」相当額が支払われることといたします。なお、「法令等」の変更等又は「不可抗力」による増加費用については、必ずしも「使用可能」であることは条件ではありません。
132	(資料-1) 事業契約書(案)	29	17	第5章_第70条_10	「違約金」とは第81条2項にある違約金のことを示すと考えていいでしょうか？	第78条第2項、第81条第2項、第84条第2項の違約金を示しています。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
133	(資料-1) 事業契約書(案)	29	18	第5章_第70条_11	前10項における減額及び違約金により、発注者は当該事象に起因する損害につき経済的填補を受けることとなりますので、別途ご請求される損害額からは当該減額及び違約金相当額は控除いただけませんか。	減額分は控除しませんが、違約金額は控除します。
134	(資料-1) 事業契約書(案)	29	19	第5章_第70条_11	『「発注者」に発生した損害』とは直接損害のみであり、それに伴う二次的損害等は含まないと考えてよろしいでしょうか？	相当因果関係が認められる範囲で、二次的損害等も含まれます。
135	(資料-1) 事業契約書(案)	29	19	第5章_第70条_11	発注者に発生した損害の賠償を事業者に請求することができる、とありますが、この賠償請求は、直接的な損害のみを指し、第三者に波及した間接的な損害までは対象としていない、との理解で宜しいでしょうか。	相当因果関係が認められる範囲で、間接損害も含まれます。
136	(資料-1) 事業契約書(案)	29	29	第5章_第72条	物価等の変動等その他事由により必要と判断した場合にて、施設・設備整備費の変更を協議できるとありますが、具体的な事象や費用変更に係る規定は想定していないのでしょうか。施設整備期間が長期間にわたり、物価変動等のリスクが大きいため、明確なリスク分担をご検討いただきたく存じます。	具体的な事象や費用変更については、現段階では想定していません。リスク分担については、昨年9月4日に公表した「リスク分担表」とおりにです。
137	(資料-1) 事業契約書(案)	29	30	第5章_第72条	施設・設備整備費の変更を請求して協議することができるとありますが、その場合、施設・設備整備費の変更に伴う金融費用の増減額等、派生して生じる費用全般についても含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	「施設・設備整備費」の変更に伴う金融費用の増減額等、派生して生じる費用全般について、協議対象にはなりません。
138	(資料-1) 事業契約書(案)	30	6	第6章_第1節_第74条_1	本契約を解除する旨を通知とありますが、これは“書面”による通知との理解でよろしいでしょうか。同項九号の催告及びその他の解除にかかる通知・催告について同様です。	貴見のとおりです。
139	(資料-1) 事業契約書(案)	30	37	第6章_第1節_第74条_1_十二	本号の解除は資料7「業績等の監視及び改善要求措置要領」に記載のプロセスによるとの理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
140	(資料-1) 事業契約書(案)	31	4	第6章_第1節_第74条_2	「発注者」が解除権の行使により、事業契約の全部を解除する代わりに、①出資者をして事業者の全株式、②事業者をして事業者の事業契約上の地位及び地上設備の所有権、③民有地である事業用地は当該用地の使用権原を、発注者が承諾した第三者に譲渡させることが可能となっておりますが、発注者の一存ではなく、発注者と金融機関が共に承諾することが必要と考えております。斯かる趣旨への本項修正ないしは直接協定での対応等をご検討願います。	「発注者」と「事業者」との協議となりますので、契約上の当事者ではない金融機関が協議の当事者とはなりません。なお、金融機関の要望に基づき直接協定を締結することとなった場合、当該協定に基づき協議をする可能性があります。
141	(資料-1) 事業契約書(案)	31	28	第6章_第1節_第76条_一	「サービス対価」に限らず、「発注者の支払債務について債務不履行が生じた場合」と考えることは可能でしょうか。また、支払債務について60日のgrace periodとありますが、商慣習の観点より14日程度と修正頂くことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
142	(資料-1) 事業契約書(案)	31	30	第6章_第1節_第76条_二	履行不能になった場合に限らず、発注者が本契約上の重要な義務に違反し、当該違反が30日間治癒されない場合には商慣習の観点より解除が可能が通例と考えますが、そのように修正頂くことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
143	(資料-1) 事業契約書(案)	32	3	第6章_第1節_第77条_2	法令変更・不可抗力により「事業者」による「本事業」の継続が不能又は著しく困難な場合に「発注者」が解除権の行使により、事業契約の全部を解除する代わりに、①出資者をして事業者の全株式、②事業者をして事業者の事業契約上の地位及び地上設備の所有権、③民有地である事業用地は当該用地の使用権原を、発注者が承諾した第三者に譲渡させることが可能となっておりますが、発注者の一存ではなく、発注者と金融機関が共に承諾することが必要と考えております。斯かる趣旨への本項修正ないしは直接協定での対応等をご検討願います。	「発注者」と「事業者」との協議となりますので、契約上の当事者ではない金融機関が協議の当事者とはなりません。なお、金融機関の要望に基づき直接協定を締結することとなった場合、当該協定に基づき協議をする可能性があります。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
144	(資料-1) 事業契約書(案)	32	30	第6章_第1節_第78条_1_二	「当該出来形部分に相応する代金」に関し、資料4「サービス対価の算定及び支払方法」表1「サービス対価の構成」記載の「内訳ア/8号(9号)衛星運用開始時に係る施設・設備費」及び「内訳イ/8号(9号)衛星運用開始時に係るその他費用」に含まれる各種費用（事業者の開業費に伴う諸費用、融資組成手数料、建中金利、その他衛星運用開始時に係る施設・設備整備等に関して必要と認められる費用等）のうち、契約解除時点までに事業者にて要した費用が対象として含まれるという理解でよろしいでしょうか。（関連して第79条1項二号、第80条1項二号、第81条1項四号、第82条1項四号、第83条1項四号についても同様です）	出来形と認められる範囲で含まれます。
145	(資料-1) 事業契約書(案)	32	30	第6章_第1節_第78条_1_二	「当該出来形部分に相応する代金」に関し、事業者以外が所有する設備の使用権限又は/及び民有地である事業用地の使用権原の保持のための賃借等によるリース費用（将来債権も含み）等を含み、事業者が地上設備の整備業務に要した全ての費用について対象として含まれるという理解でよろしいでしょうか。（関連して第79条1項二号、第80条1項二号、第81条1項四号、第82条1項四号、第83条1項四号についても同様です）	No. 144を参照下さい。
146	(資料-1) 事業契約書(案)	32	30	第6章_第2節_第78条_1_二	「当該出来形部分に相応する代金」に関し、資料4「サービス対価の算定及び支払方法」表1「サービス対価の構成」記載の「内訳ア/8号(9号)衛星運用開始時に係る施設・設備費」及び「内訳イ/8号(9号)衛星運用開始時に係るその他費用」に含まれる各種費用（事業者の開業費に伴う諸費用、融資組成手数料、建中金利、その他衛星運用開始時に係る施設・設備整備等に関して必要と認められる費用等）のうち、契約解除時点までに事業者にて要した費用が対象として含まれるという理解でよろしいでしょうか。（関連して第79条1項二号、第80条1項二号、第81条1項四号、第82条1項四号、第83条1項四号についても同様です）	No. 144を参照下さい。
147	(資料-1) 事業契約書(案)	32	34	第6章_第2節_第78条_1_三	合理的な金融費用には、借入に係るブレイクファンディングコスト等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。（関連して第79条1項三号、第80条1項三号、第81条1項五号、第82条1項五号、第83条1項五号についても同様です）	「事業者」の帰責事由による契約解除であるため、「事業者」の負担となります。この点を明確化するため条文を修正します。
148	(資料-1) 事業契約書(案)	32	36	第6章_第2節_第78条_1_三_ア	「発注者」が定めた期日」となっていますが、「発注者」と「事業者」が協議で合意した期日」とすべきではないでしょうか？	「事業者」側の意向も踏まえて、「発注者」がその都度適切な時期を定めます。
149	(資料-1) 事業契約書(案)	32	36	第6章_第2節_第78条_1_三_ア	「発注者が定めた期日までに一括して支払う」とありますが、当該期日について現状想定する期限をご教示下さい。支払期日が相当の長期間にわたる場合、その間に発生する借入に係る金利負担が大きくなるため、出来るだけ前倒し頂くことをご検討下さい。（関連して第79条1項三号、第80条1項三号、第81条1項五号、第82条1項五号、第83条1項五号、第84条1項三号、第85条1項三号、第86条1項三号についても同様です）	No. 148を参照下さい。
150	(資料-1) 事業契約書(案)	33	2	第6章_第78条_2	違約金の金額については、対象施設及び対象設備の利用権原を賃借により調達する場合は、これらに要する費用を含めた施設・設備整備費（割賦手数料を除く）の10%に相当する額、との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
151	(資料-1) 事業契約書(案)	33	7	第6章_第78条_4	違約金の額を超過する損害を被った場合に、当該損害の超過額を「事業者」に請求できるのは一般的な建付けとは理解しておりますが、本事業は通常のPFI事業とは異なり、気象衛星事業は防災用途を含む必須の社会インフラであると認識しており、万が一の際の損害規模が推測できません。事業者帰責で斯かる損害が生じた場合も、民間でのリスク負担には限界がありますので、損害賠償額の上限（キャップ）設定をご検討頂けないでしょうか？	No. 56を参照下さい。
152	(資料-1) 事業契約書(案)	33	13	第6章_第2節_第79条_1_一	「事業者」以外が所有する設備については、その使用権原を引き取るとごさいますが、当該使用権原の引き取りはどのような形式を想定されておりますでしょうか？例えば、賃貸借契約の賃借人の地位譲渡でしょうか？また、その際に保証金や敷金は発注者様が別途賃貸人に差し入れるとの理解で宜しいでしょうか？	使用権原の引き取りの方法等は協議により決定しますが、その際に「発注者」が新たな負担をすることはありません。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
153	(資料-1) 事業契約書(案)	33	13	第6章_第2節_第79条_1_一	「民有地」である「事業用地」については、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」のために確保させる規定は、「発注者」による買取後の衛星業務継続のために必要な手当てとして理解できますが、已むを得ない事由（事業契約の解除事由がスポンサーの破綻且つ、民有地がスポンサー所有の場合で、賃貸借の継続が管財人の判断に依存する場合等）により「発注者」のために使用権原を確保できないケースも想定されます。使用権原を確保できない場合も、買取頂く設備の整備費残額は独立してお支払い頂けるとの認識で宜しいでしょうか？	「発注者」のために使用権原が確保されない場合、「発注者」は「地上設備」の出来形部分を買取ることができません。使用権原の確保の具体的な方法については「事業者」の提案によりますが、当該提案の妥当性については、競争的対話等を通じて確認してまいります。
154	(資料-1) 事業契約書(案)	33	23	第6章_第2節_第79条_1_三	「合理的な金融費用」には、発注者の支払方法変更に伴い事業者において発生したブレイクファンディングコスト等の資金調達費用の増加も考慮して頂けるのでしょうか。	No. 46を参照下さい。
155	(資料-1) 事業契約書(案)	33	27	第6章_第2節_第79条_1_三_ア	「発注者」が定めた期日」となっていますが、「発注者」と「事業者」が協議で合意した期日」とすべきではないでしょうか？	No. 148を参照下さい。
156	(資料-1) 事業契約書(案)	33	31	第6章_第2節_第79条_2	「事業者」に発生する「合理的な増加費用を負担」となっておりますが、負担金額は事業者との協議となっております。協議を行うこと自体は構いませんが、少なくとも金利固定化スワップのブレイクコスト等をはじめ、契約解除時に確実に発生することが見込まれる金融費用（但し金額はその時にならないと判りません）の支払は協議結果如何に関わらず、ご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	No. 46を参照下さい。
157	(資料-1) 事業契約書(案)	33	31	第6章_第2節_第79条_2	「合理的な増加費用」として想定されている事項をお示し頂けないでしょうか。	「発注者」が民有地である「事業用地」の使用権原を「事業者」から引き継ぐために要する費用等を想定しています。
158	(資料-1) 事業契約書(案)	34	13	第80条1項_三_ア	「発注者」が定めた期日」となっていますが、「発注者」と「事業者」が協議で合意した期日」とすべきではないでしょうか？	No. 148を参照下さい。
159	(資料-1) 事業契約書(案)	34	29	第6章_第3節_第81条_1_一	為念の確認ですが、8号衛星に係る解約部分に相当する施設・設備整備費とは、バックアップ設備を含めた8号衛星に対応する施設・設備等整備費を指すという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
160	(資料-1) 事業契約書(案)	34	35	第6章_第3節_第81条_1_一	「～修補費用相当額を減額」とありますが、修補して引き渡す場合もあると思いますので「～修補あるいは修補費用相当額を減額」とすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか？	御懸念の点は本条項の規定で問題ないものと考えています。
161	(資料-1) 事業契約書(案)	35	21	第6章_第3節_第81条_1_五_ア	「発注者」が定めた期日」となっていますが、「発注者」と「事業者」が協議で合意した期日」とすべきではないでしょうか？	No. 148を参照下さい。
162	(資料-1) 事業契約書(案)	35	25	第6章_第3節_第81条_2	違約金のうち、維持管理・運用に関する部分は、解除時点から当初の事業期間満了までに収受予定の「8号衛星」のみの「維持管理費」「運用費」並びに「共通」する「維持管理費」「運用費」の残額の10%相当額となっておりますが、この違約金水準は過大と思われます。事業者が金融機関より資金調達する際には、インシヤルで最大額の違約金リザーブを行う等の措置を検討することとなり、事業者のコストアップに繋がる為、発注者にも望ましくないのではないのでしょうか？一般的な水準（前年度支払額の10%相当額等）への変更をご検討願います。	適正化のため、本項を修正します。
163	(資料-1) 事業契約書(案)	35	25	第6章_第3節_第81条_2	違約金のうち、「維持管理費」「運用費」に係る部分について、契約解除時点から事業期間終了時までに収受予定であった残額の10%に相当する金額とされていますが、本事業の当該業務に係る費用を鑑みた場合、事業者にとって過大な負担となり、また、その対処に係る費用等に伴い本事業費総額の上昇を招く恐れもございますので、契約解除時における当該年度の「維持管理費」「運用費」の10%に相当する金額等への見直しをご検討願います。（関連して第84条2項も同様です）	No. 162を参照下さい。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
164	(資料-1) 事業契約書(案)	35	28	第6章_第3節_第81条_2	運営開始後の違約金について、～本契約解除時点から当初の「事業期間」終了時点まで～とありますが、本件のように運営主体の事業においては、かかる設定の場合、違約金の額が極めて多額に上り、かかる資金確保にかかる大幅な増加費用が見込まれることと、スポンサーとしての拠出額としても、対応が困難な金額であり、各単年度の維持管理費の10%等、適正な水準に改訂頂けないでしょうか。	No. 162を参照下さい。
165	(資料-1) 事業契約書(案)	35	28	第6章_第3節_第81条_2	違約金の金額については、対象施設及び対象設備の利用権原を賃借により調達する場合は、これらに要する費用を含めた施設・設備整備費（割賦手数料を除く）の10%に相当する額、との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
166	(資料-1) 事業契約書(案)	36	28	第6章_第3節_第81条_1_五_ア	「「発注者」が定めた期日」となっていますが、「「発注者」と「事業者」が協議で合意した期日」とすべきではないでしょうか？	No. 148を参照下さい。
167	(資料-1) 事業契約書(案)	37	15	第6章_第3節_第83条	不可抗力により、倒壊した出来形も買取頂けるとの理解でよろしいでしょうか。また、不可抗力により、倒壊した出来形を買取頂けない場合、倒壊した施設の損害については別紙6に基づき、損害額については、本件工事費等の1%相当額を超える額については国が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、あくまで検査に合格した部分の所有権等を買収するものであり、倒壊した場合を買収することは想定していません。また、後段については、「発注者」は別紙7に基づき費用を負担します。
168	(資料-1) 事業契約書(案)	37	30	第6章_第3節_第83条_1_五_ア	「「発注者」が定めた期日」となっていますが、「「発注者」と「事業者」が協議で合意した期日」とすべきではないでしょうか？	No. 148を参照下さい。
169	(資料-1) 事業契約書(案)	38	6	第6章_第4節_第84条_1_一	各「地上設備」の所有権（事業者以外が所有する設備はその使用権原）を全て買取るとごいますが、当該買取りは発注者の権利ではなく義務との理解で宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
170	(資料-1) 事業契約書(案)	38	7	第6章_第4節_第84条_1_一	契約解除通知日における解約部分に相当する各本事業衛星に係る施設・設備整備費、とありますが、本号の場合は施設・設備整備費全部のうち未払い部分をお支払い頂けるとの理解で間違いありませんでしょうか。	本号に規定したとおりです。
171	(資料-1) 事業契約書(案)	38	28	第6章_第4節_第84条_1_三_ア	「「発注者」が定めた期日」となっていますが、「「発注者」と「事業者」が協議で合意した期日」とすべきではないでしょうか？	No. 148を参照下さい。
172	(資料-1) 事業契約書(案)	38	32	第6章_第4節_第84条_2	違約金は、契約解除時点から当初の事業期間満了までに収受予定の維持管理費及び運用費の残額の10%相当額となっておりますが、この違約金水準は過大と思われる。事業者が金融機関より資金調達する際には、イニシャルで最大額の違約金リザーブを行う等の措置を検討することとなり、事業者のコストアップに繋がる為、発注者にも望ましくないのではないのでしょうか？一般的な水準（前年度支払額の10%相当額等）への変更をご検討願います。	No. 162を参照下さい。
173	(資料-1) 事業契約書(案)	38	35	第6章_第4節_第84条_2	運営開始後の違約金について、～本契約解除時点から当初の「事業期間」終了時点まで～とありますが、本件のように運営主体の事業においては、かかる設定の場合、違約金の額が極めて多額に上り、かかる資金確保にかかる大幅な増加費用が見込まれることと、スポンサーとしての拠出額としても、対応が困難な金額であり、各単年度の維持管理費の10%等、適正な水準に改訂頂けないでしょうか。	No. 162を参照下さい。
174	(資料-1) 事業契約書(案)	39	24	第6章_第4節_第85条_1_三_ア	「「発注者」が定めた期日」となっていますが、「「発注者」と「事業者」が協議で合意した期日」とすべきではないでしょうか？	No. 148を参照下さい。
175	(資料-1) 事業契約書(案)	40	13	第6章_第4節_第86条_1_三_ア	「「発注者」が定めた期日」となっていますが、「「発注者」と「事業者」が協議で合意した期日」とすべきではないでしょうか？	No. 148を参照下さい。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
176	(資料-1) 事業契約書(案)	40	26	第6章_第4節_第88条_1	「地上設備」その他設備を期間満了時まで撤去し、「国有地」である「事業用地」の原状回復を行い、「発注者」の確認を受けなければならないと規定されておりますが、但し書きにて、「国有地」である「事業用地」に建設した建物は撤去せず国に所有権を移転し、担保権等の物権その他一切の負担のない状態で引き渡すとされており、所有権の移転が事業者のオプションではなく義務に読めます。これは(1)所謂「ハコ」は国に移転し、(2)「設備」はすべて撤去する義務を事業者が負っているということでしょうか？	「地上設備」を「国有地」に整備した場合については、貴見のとおりです。
177	(資料-1) 事業契約書(案)	40	27	第6章_第4節_第88条_1	「設備を期間満了時まで撤去～」とありますが、本設備利用期限と本契約期間満了日までの間には、相応の期間があると考えてよろしいのでしょうか？当該設備等を用いて各業務を満了日まで実施しているのではないかと推測しますが、いかがでしょうか？	相応の期間を設ける予定です。
178	(資料-1) 事業契約書(案)	40	32	第6章_第4節_第88条_2	物件の引渡しを受ける場合、「発注者」は期間満了の6ヶ月前に「事業者」に対して通知を行った上で、建物の状態が「要求水準書」及び「事業計画書」に適合するか否かを確認し、不適合の場合には是正を求めるとございますが、15年間に亘る事業終了時点で尚要求水準を充足させるスペックを事業者に要求するのは負担が重いのではないのでしょうか？事業者による発注者への引渡しが、原状復帰（更地化）費用との比較による事業者側オプションなのであれば理解できます。この点ご見解をご教示下さい。	「要求水準書」5ページ第2部第1の2(カ)、(キ)等、建物に係る規定では過度なスペックは求めておらず、原案のとおりとします。
179	(資料-1) 事業契約書(案)	41	9	第6章_第5節_第88条_5	第75条又は第76条に基づき本契約が終了した場合における、本契約終了時の手続に係る諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、すべて発注者にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 46を参照下さい。
180	(資料-1) 事業契約書(案)	41	11	第6章_第5節_第88条_6	『「事業者」は～存続するものとする』とありますが、これは、事務処理のためにその地位が存続すると解釈してよろしいのでしょうか？	本条に規定する事務が終了した後も、第92条に基づく瑕疵担保責任が存続する期間は「事業者」に存続していただく必要があります。その点が明確となるように修正します。
181	(資料-1) 事業契約書(案)	41	33	第6章_第5節_第92条	契約解除により地上設備や出来形部分が引き渡される場合には、第81条第1項第一号及び第84条第1項第一号に基づいて事業者が地上設備の損傷等について修補費用相当額の減額を受ける場合を除き、事業者は瑕疵担保責任その他地上設備の損傷等に係る責任を負わないという理解でよろしいでしょうか。	解除により「地上設備」や出来形部分が引き渡される場合も同様に、第92条に基づく瑕疵担保責任を負っていただく必要がございますので、その点が明確となるように第92条を修正します。
182	(資料-1) 事業契約書(案)	41	33	第6章_第5節_第92条_1	契約解除により地上設備や出来形部分が引き渡される場合には、事業者は瑕疵担保責任を負わないという理解でよろしいでしょうか。	No. 181を参照下さい。
183	(資料-1) 事業契約書(案)	42	2	第6章_第5節_第92条_1	「損害」とは直接損害のみであり、それに伴う二次的損害等は含まないと考えてよろしいでしょうか？	相当因果関係の認められる範囲で、二次的損害等も含まれます。
184	(資料-1) 事業契約書(案)	44	10	附則_第1条_2	金融機関はSPCの全株式、事業者に対する債権（劣後ローン債権、追加劣後ローン債権）、SPCが劣後貸付人に対して有する権利（追加劣後ローン請求権）等に担保を設定させて頂く予定です。	No. 13を参照下さい。
185	(資料-1) 事業契約書(案)	44	10	附則_第1条_2	融資金融機関のために出資者の有する株式に担保設定を行う可能性がありますので、その場合はご承諾いただけるという認識でよろしいでしょうか。	No. 13を参照下さい。
186	(資料-1) 事業契約書(案)	47	19	別紙3_6	「運用開始日とは本事業衛星の運用が本事業衛星製造業者から事業者に移管された日」とありますが、仮に事業契約に基づくスケジュールを前提とした場合、8号衛星に係る移管はH27年4月1日、9号衛星に係る移管はH29年1月1日（元日）を指すという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、契約後、「本事業衛星」の整備計画を踏まえつつ、営業日等を考慮の上、「運用開始予定日」を調整する可能性があります。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
187	(資料-1) 事業契約書(案)	50	15	別紙3_8	使用可能とは、地上設備の整備が完了し、軌道上試験のために地上設備及び当該地上設備を操作する者の提供ができる状態とありますが、事業契約上の第54条、56条及び57条の手続について、発注者及び事業者にて完了したことをもって、使用可能な状態となるという理解でよろしいでしょうか。認識が違う場合はご教示下さい。	「使用可能」とは、第54条第1項ロの試験に合格した状態のことです。「運用可能」とは、第54条第1項ニの試験に合格した状態のことです。
188	(資料-1) 事業契約書(案)	56	5	別紙7_1	「事業者側の責任者」は弊社側にて定めることが可能なのでしょうか。また、本責任者とは、管理統括責任者と同義と捉えてよろしいでしょうか。	「管理統括責任者」を含みますが、これに限られません。
189	(資料-1) 事業契約書(案)	56	23	別紙7_2_①	本条において、「運用開始日」を含まず。」とされる理由をご教示ください。	当日は含まない旨の民法の期間計算の規則に従ったものです。
190	(資料-1) 事業契約書(案)	56	29	別紙7_2_④	不可抗力により本事業衛星が損壊した場合の修復、復旧費用等は、発注者負担という理解でよろしいでしょうか。	別紙7_3_(1)(2)のとおりです。
191	(資料-1) 事業契約書(案)	56	32	別紙7_2_⑤	合理的な金融費用には、借入に係るブレイクファンディングコスト等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 46を参照下さい。
192	(資料-1) 事業契約書(案)	57	1	別紙7_3	(1)及び(2)の②につきましては、不可抗力による事業者負担は複数回発生した場合においても合計で「施設・設備整備費」または「維持管理費」を超えないという趣旨と理解してよろしいでしょうか。	(1)②及び(2)②は、「不可抗力」が複数回発生した場合には追加費用及び損害額の累計額に対して、それぞれ(1)①及び(2)①の負担割合を適用する、という趣旨です。
193	(資料-1) 事業契約書(案)	57	6	別紙7_3_(1)_①	「施設・設備整備費」の1%相当額～」とありますが、「8号対応の設備」と「9号対応の設備」それぞれの相当額に分けるべきと考えますが、いかがでしょうか。	「不可抗力」による追加費用及び損害額の分担として、「地上設備」の損害範囲等に係わらず、「事業者」の負担割合を規定しており、原案のとおりとします。なお、「8号衛星」の「運用開始日」から「9号衛星」の「運用開始予定日」までの間、対象費用を明確化するたに当該箇所を修正しました。
194	(資料-1) 事業契約書(案)	57	18	別紙7_3_(2)_②	維持管理・運用期間において、追加費用及び損害額が集積した場合、各事業年度ごとに、当該年度の累計額に対して算定するという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
195	(資料-1) 事業契約書(案)	62	1	別紙9	再計算の利息の算定にかかる「利ざや」の適用により、割賦手数料が減額となる場合の金額は、割賦支払方法が元金均等払であれば「基準金利」の変動にかかわらず「利ざや」(料率)に応じて一定となりますが、元利均等払の場合は「基準金利」の変動の影響を受けて金額も変動するため、当該減額リスクの変動要素が基準金利確定日まで残ることとなり、入札時まで若しくは融資契約締結時までには確定する必要がある資金調達に影響があります。そこで、①『割賦支払方法について元金均等払への変更』、若しくは、②『再計算の利息の算定にかかる「基準金利」は、入札時の「基準金利」(1.823%)等、入札時以降に将来変動しない一定の固定金利として頂き、その基準金利を用いて再計算する等の方法により、「利ざや」による割賦手数料の減額金額が変動しない建付けへの変更』となるよう見直していただき、当該事象を解消して下さいますようご検討願います。	資金調達は、民間のノウハウを期待したいところであり原案のとおりとします。なお、再計算の利息の算定にかかる「割賦利率」のうち、「基準金利」は、入札公告時に公表した「基準金利」又は「(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法」に基づき改定された「基準金利」を用いることとします。
196	(資料-1) 事業契約書(案)	62	4	別紙9_1	再計算の利息の算定にかかる割賦利率の基準金利は、支払方法に応じ別紙6における「基準金利」の算定方法に従い再算定することになっておりますが、別紙6には「入札説明書」の資料-4によるものとするとの記載に留まっており、資料-4の第3項にて「運用開始日の2銀行営業日前の午前10時におけるTSR6ヶ月LIBORベース15年物」となっております。その他特段記載箇所がございませんが、基準金利は不変との理解で宜しいでしょうか。 (万が一、基準金利も見直される場合、金利固定化スワップの解約コスト等増加費用が発生致します。)	貴見のとおりです。ただし、「基準金利」の確定日を「運用開始日」の2銀行営業日前から修正しました。平成22年3月8日付「入札説明書・同添付資料の修正」No. 15を参照下さい。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
197	(資料-1) 事業契約書(案)	62	7	別紙9	金融機関は、本事業に係るリスクを算定し、それをもとに利ざやを定めているため、利ざや自体が減少するリスクを許容することは難しく、万一、割賦利率が減少する可能性があるのであれば、そこに対する手立て（リザーブの積立等）が必要となってきます。これは事業者のコストアップ要因となるため、割賦利率については、事業契約解除の要因にかかわらず、当初の想定どおり、お支払頂きますようお願いいたします。	原案のとおりとします。「事業者」、金融機関等のそれぞれの事業継続インセンティブを保持することを意図しているものです。
198	(資料-1) 事業契約書(案)	62	8	別紙9_2_(2)	発注者の任意又は発注者帰責による事業契約解除の場合、利息再計算の上乗せ利ざやは「事業計画書」に記載されている利ざやとされておりませんが、次号（第3号）では「事業計画書」に記載されている融資者から提示のあった利ざやとして区別されております。本号における、事業計画書に記載されている利ざやとは、具体的には「応募者の提案による利ざや」を指すとの理解で宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
199	(資料-1) 事業契約書(案)	62	9	別紙9	本別紙において、再計算により減額される利ざやを規定されておりますが、当該概念を元利均等返済の割賦金支払に導入することにより、金利変動リスクの幅が拡大し、また、かかるリスクを担保するための増加費用の負担が生じることから、解除の場合の違約金のコンセプトはあくまで第6章の各解除の効力に関する条項に収斂頂き、本別紙は削除頂けないでしょうか。	No. 197を参照下さい。
200	(資料-1) 事業契約書(案)	62	10	別紙9	第2項の(1)場合の規定を(3)と同様の規定に変更いただければと思います。 (1)の場合の現規定は、資金調達を困難にする可能性があると考えためです。お考えについて、ご教示下さい。尚、(3)について、株主による劣後融資等を含めないとすると、事業の安定性のために拠出する株主劣後融資の拠出モチベーションが下がることになると考えますが、趣旨についてご教示下さい。	No. 197を参照下さい。
201	(資料-1) 事業契約書(案)			—	「増加費用を負担すると記載のある部分（31条3項のほか、31条5項、33条4項、34条2項、3項及び4項、35条3項及び4項、36条3項及び5項、37条1項及び3項、41条6項、44条5項、48条2項、54条2項、67条3項、69条2項、70条2項及び8項、79条2項、80条2項、82条2項、83条2項、85条2項並びに86条2項等）について、増加費用には事業者が締結する借入れ関連の契約規定に基づき発生する一切の金融費用が含まれ、また、増加費用の支払方法の協議においては、支払義務の内容（支払時期・方法）を勘案して頂けるという認識でよろしいでしょうか。」	合理的な費用を負担するとしているが、そこに一切の金融費用が含まれるかどうかは内容を見てから判断することになると思われま。また、支払義務の内容が「事業者」から金融機関に対する支払いの取り決めについてのことであれば、そうしたことにも勘案しつつ、一方で国の予算措置に係るスケジュール等様々な要素を勘案して検討することになると思われま。
202	(資料-2) 業務要求水準書	2	28	第1部_第4_(ア)	移管の予定日は、仮に事業契約に基づくスケジュールを前提とした場合、運用開始予定日となる、8号衛星に係る移管はH27年4月1日、9号衛星に係る移管はH29年1月1日を指すという理解でよろしいでしょうか。	No. 186を参照下さい。
203	(資料-2) 業務要求水準書	2	28	第1部_第4_(ア)	本事業衛星について、静止軌道上で軌道上試験を実施したのち、本事業衛星の運用をSPCに移管するとありますが、あくまで運用業務が移管されるのであって本事業衛星そのものが貸与されるのではなく、従って賃借料も発生しないという理解でよろしいでしょうか。（実施方針公表時の要求水準書案の当該箇所には「貸与」の表現がありましたので、確認のためおたずねします。）	貴見のとおりです。
204	(資料-2) 業務要求水準書	2	29	第1部_第4_(イ)	SPCで整備する設備の試験では放射計データ処理SWが必要なので、国からの貸与される時期につきましては、より前の段階である必要があると考えますが、いかがでしょうか。	ここで貸与する時期としているのは、国からその管理が移る時期を示しているものであり、設備を整備するために必要とする時期までには提供する予定です。
205	(資料-2) 業務要求水準書	2	29	第1部_第4_(イ)	「SPCが整備する放射計データに係る設備上での動作確認終了後に貸与する」とありますが、動作確認の内容、所要期間、SPCの作業支援の要否（及び必要な場合の作業支援内容）について説明願います。	動作確認についての具体的な内容は、まだお示しできませんが、一般的にハードウェアとソフトウェアを別調達するに当たって必要となる協力は求めることとなります。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
206	(資料-2) 業務要求水準書	2	30	第1部_第4_(イ)	放射計データ処理ソフトウェアについて、SPCが整備する放射計データに係る設備上での動作確認終了後に貸与するとありますが、当該貸与に関し、貸与予定日、国と事業者との間の権利関係、契約等について、想定されている内容についてご教示下さい。また、何らかの契約をする場合は、当該契約案につきできる限り早い時期にご提示頂きたくお願いします。	貸与とは国からその管理が移ることで。放射計データ処理ソフトウェアについては、貸与に先立ち、係る設備を整備するために必要とする時期までには提供する予定です。なお、貸与にあたって別途の契約は考えておりません。
207	(資料-2) 業務要求水準書	2	30	第1部_第4_(イ)	放射計データ処理ソフトウェアの貸与は、無償にて行われるとの理解でよろしいでしょうか。有償の場合、その対価及び対価改定の可能性も含めてご教示下さい。	貴見のとおりです。
208	(資料-2) 業務要求水準書	2	30	第1部_第4_(イ)	放射系データ処理ソフトウェアの貸与に関し、SPCが整備する放射計データに係る設備へのインストール作業は気象庁殿の費用負担と責任によって行われるものという理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、一般的にハードウェアとソフトウェアを別調達するに当たって必要となる協力は求めることとなります。
209	(資料-2) 業務要求水準書	3	1		テレメトリデータの監視/評価において、異常とは見受けられないが今後の衛星運用に影響を与えそうと判断した場合や、衛星運用手順書の記載内容を熟読してもその変化が正常か否かの判断がしにくい場合など、書面による運用要員からの問い合わせ対応についても「衛星製造メーカーを通じたSPCへの支援」の中に含めていただけないでしょうか。	ご質問いただいた内容は、「要求水準書」の3ページ(ウ)のe, f及び(エ)の内容に含まれています。
210	(資料-2) 業務要求水準書	3	2	第1部_第4_(ウ)	国が衛星メーカーへ提供を指示するという表現がありますが、国として提供を保証し、提供遅れのないよう衛星メーカーへ指導頂く等の行為も含まれるという理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
211	(資料-2) 業務要求水準書	3	7	第1部_第4_(ウ)_c	地上設備構築スケジュールの作成のため、訓練を実施するおおよその時期をご呈示願います。	今後、国、「メーカー」、「SPC」の間で実施時期、訓練内容について調整を行いますが、現時点においては、平成25年末までに運用訓練の実施を考えています。
212	(資料-2) 業務要求水準書	3	9	第1部_第4_(ウ)_c_(a)	放射計の機能・性能、運用必要な知識、運用方法の訓練は含まれますでしょうか？ また、その説明は日本語で実施されますか？	ご指摘の項目を含め、「本事業」に必要な内容については含まれます。また、日本語で実施されます。
213	(資料-2) 業務要求水準書	3	21	第1部_第4_(ウ)_f	衛星運用手順書等の衛星製造メーカーから提供された情報に基づく対応を行ったにも関わらず、運用（特に放射計データや通報局データの提供）の継続が困難になった場合の責任、損害賠償の範囲についてご説明願います。	衛星運用手順書等に基づく対応を行った場合、「SPC」は故意又は重過失がない限り損害賠償責任を負いませんが、宇宙災害を除く不可抗力については、事業契約書（案）別紙7が適用されます。
214	(資料-2) 業務要求水準書	3	23	第1部_第4_(ウ)_f	衛星運用手順書が規定する異常時対応を実行する必要があるが生じた場合、緊急連絡後に衛星製造メーカーの支援をいただくこととなりますが、速やかな処置を必要とする異常時対応については予め衛星運用者へ周知/トレーニングが行なわれるものと認識してもよろしいでしょうか。（衛星運用手順書が規定する故障予防措置手順を実行する必要がある場合は理解できます。）	貴見のとおりです。なお、衛星運用者のトレーニング等をどのように行うかについては、加点項目でもあり、具体的な提案を期待するところです。
215	(資料-2) 業務要求水準書	3	30	第1部_第4_(ウ)_f_(c)	「連絡回線を維持し監視の継続」とありますが、この連絡回線とはどういった回線を想定されていますか。またこの連絡回線は国による提供との理解で宜しいでしょうか。	「メーカー」との間でダイヤルアップ回線等を結ぶ予定です。この回線経費について「SPC」に負担を求める予定はありません。
216	(資料-2) 業務要求水準書	4	2	第1部_第4_(エ)	「必要に応じてメーカーとの間で調整のための会合の機会を提供する」とありますが、この会合の主催者、進行担当は気象庁殿と理解してよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
217	(資料-2) 業務要求水準書	4	3	第1部_第4_(オ)	メーカーにおいて実施される審査会に関して挙げられた事項以外に、放射計データ処理SWの審査会も含んでいただきたいので、ご検討ください。	放射計データ処理ソフトウェアに関する審査会は「メーカー」による各種審査会に含まれます。
218	(資料-2) 業務要求水準書	4	3	第1部_第4_(オ)	地上設備とのインターフェース条件に関わる各審査会等に、該当メーカー（選定企業、再受任者、下請負人等）による参加は可能と考えて宜しいでしょうか。	各審査会等に参加するためには技術援助協定（TAA）が必要となる場合があります。また、業務の性格上も頻繁に変更されるような者でないことを望みます。なお、審査会の内容によっては参加が制約される可能性があります。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
219	(資料-2) 業務要求水準書	5	18	第2部_第1_2_(ウ)	”地上施設の技術要件”とありますが、具体的に何を指していますでしょうか？本業務要求水準書の第2部 3業務別要件のことでしょうか？	「要求水準書」の内容を指しています。なお、具体的、詳細な内容については、地上施設要求要件書（案）を参考として用意しています。
220	(資料-2) 業務要求水準書	5	22	第2部_第1_2_(ハ)	異常値の検出や制限値からの逸脱の検出、とありますが、放射計データ処理に係る当該機能は、官給頂ける放射計データ処理ソフトウェアに搭載されているとの理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、衛星運用者にアラームとして伝達する手法、及び「SPC」が整備する放射計データ処理装置機器自体の障害に係る監視手法については事業者において提案して下さい。 また、可視赤外放射計テレメトリのほとんどはKaバンドでダウンリンクします。放射計データ処理ソフトウェアはこのテレメトリを監視する機能を持ちませんので、衛星管制装置等へ分岐して監視する必要があります。
221	(資料-2) 業務要求水準書	6	22	第2部_第1_2_(シ)	観測データ伝送回線の整備について、平成21年9月4日に提示された業務要求水準書において記載されていた”情報通信回線の種別等については、国と協議の上決定する”の記載が今回はありませんが、どのように考えればよいでしょうか？	国が求める内容を明確化したことにより、あえて記述する必要がなくなったことによるものです。「要求水準書」の内容が満たされていれば結構です。
222	(資料-2) 業務要求水準書	6	30, 32	第2部_第1_2_(ス)_a, b	ソフトウェアや情報の保管場所について「管理された区域内」との条件がありますが、「管理」の具体的内容を説明願います。	「要求水準書」上は、情報へのアクセスが定められたルールの下、制限されていることを求めています。その程度や方法などについては、提案を求めているところです。
223	(資料-2) 業務要求水準書	7	11	第2部_第1_2_(ソ)	”セキュリティレベルの整合”とありますが、整合をとるべき国のセキュリティレベルとは具体的にどのようなものでしょうか？	今回、「SPC」に具体的に求めるのは、接続にあたり、接続したシステムにより気象庁システムへ悪影響を及ぼさないことです。
224	(資料-2) 業務要求水準書	8	20	第2部_第1_3_(2)_イ_(ケ)	「必要に応じて保存データ及び解析結果を国に提供」とありますが、地上設備への要件とする場合、想定される頻度、伝送量をご呈示願います。また、頻度が少ない場合は、メール等の普遍的な手段での伝送が実施可能と考えますが、その様な想定でも宜しいでしょうか。	一部のテレメトリについては、オンラインでの定期的な提供を求めます。なお、その他のデータ及び解析結果については、同様の対応を求めるものではありませんが、異常時対応等を国と「SPC」との間で円滑に実施するために、関係者が共有できるような環境についての提案を期待します。
225	(資料-2) 業務要求水準書	8	33	第2部_第1_3_(3)_イ_(ウ)	”国が指定する通信手順を用いて”とありますが、どのようなものでしょうか？現時点で提示困難な場合、提示時期はいつになりますでしょうか？	現状では、公開鍵認証方式等を用いたファイル転送方式を用いる等の確実な伝送が担保できる通信手順を指定するを予定ですが、詳細につきましては、事業者における詳細なシステム設計を行う時期に双方調整のうえ決定したいと考えています。
226	(資料-2) 業務要求水準書	9	1	第2部_第1_3_(3)_イ_(ウ)	「伝送に係わるその他の制約等」はいつ頃提示されますでしょうか？	現状では、公開鍵認証方式等を用いたファイル転送方式を用いる等の確実な伝送が担保できる通信手順を指定するを予定ですが、詳細につきましては、事業者における詳細なシステム設計を行う時期に双方調整のうえ決定したいと考えています。
227	(資料-2) 業務要求水準書	9	9	第2部_第1_3_(3)_イ_(キ)	ハードウェア及びOSのアップグレードに際して、放射計データ処理ソフトウェアの改修を必要としないように（又は最小限にとどめるように）することは、放射計データ処理ソフトウェアの仕様によりますので、仕様があきらかになった後調整されるものと理解してよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
228	(資料-2) 業務要求水準書	9	9	第2部_第1_3_(3)_イ_(キ)	オペレーティングシステムの変更に伴う放射計データ処理ソフトウェアの改修は、気象庁殿により実施いただけると理解してよろしいでしょうか？ また、「最小限にとどめ」の範囲はどのようなものでしょうか？	運用期間中に到来するシステムの更新時に当初整備したオペレーティングシステム等のシステム環境が世の中に存在せず全く異なる概念のものを新規に整備しなければならないような場合は係る増加費用を国が負担します。「資料-1 事業契約書（案）」第67条を参照下さい。
229	(資料-2) 業務要求水準書	9	13	第2部_第1_3_(3)_イ_(ク)	放射計データ処理計算機の仕様決定のため、可視赤外放射計の1走査に要する時間をご呈示願います。	現在のところ、詳細を示すことはできません。仕様決定に当たっては、地上施設要求要件書（案）を参考としてください。
230	(資料-2) 業務要求水準書	9	33	第2部_第1_3_(4)_イ_(イ)	”国が指定する通信手順を用いて”とありますが、第2部 第1 3(3)イ(ウ)に記載のある”国が指定する通信手順”と同一の手順でしょうか？	(4) イ (ウ)については、別紙4で提示した手順を想定しています。(3) イ (ウ)については、No. 225を参照下さい。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
231	(資料-2) 業務要求水準書	12	6	第2部_第2_2_(1)_イ_(エ)	保守計画は「日、週、月単位の…立案すること。」とありますが、同資料の20ページに記載されている保守計画の事項としては「SPCが週、月、年単位で立案し…」とあります。これは、日単位の保守内容について、週単位の保守計画にて立案及び気象庁殿のご承認を頂くということでしょうか？	貴見のとおりです。
232	(資料-2) 業務要求水準書	12	28	第2部_第2_(2)_ア	国際周波数調整につきましては、衛星メーカーが主体となって行うべきと考えており、地上局側はその認識を前提としてよろしいでしょうか。	周波数調整業務は、今回の事業の一部として実施いただけます。
233	(資料-2) 業務要求水準書	14	9	第2部_第2_2_(ウ)	本項でいう「障害等発生時」とは、地上設備装置に対してを示しているのでしょうか。または、地上設備装置と衛星の双方に対して示されているのでしょうか。	「本事業」の運用上の対応に関しての記述であり、「地上設備」と「本事業衛星」の双方を含みます。
234	(資料-2) 業務要求水準書	15	17	第2部_第2_3_(1)_イ_(ケ)	本項では、運用要員が実施する衛星異常時対応として、運用手順書等に従った処置を求めています。第4.(ウ).f項 (p-3) では衛星製造メーカーを通じた支援をいただかないと処置ができないようにも解釈できます。本項でいう「異常時対応」とは現場での“一次対応”を求め、第4.(ウ).f項 (p-3) でいう「異常時対応」は“二次対応”と位置付けた方が良いのではないのでしょうか。	運用手順書等の中には、「メーカー」への連絡を含め、業務実施にあたり作成される具体的な対応のためのマニュアル類が含まれていると認識してください。
235	(資料-2) 業務要求水準書	17	23	第2部_第3_3_(3)_イ_(ケ)	受信状態の制限値から逸脱した場合の復旧に関しては、衛星関連部分のみが原因の場合の復旧が担当になると考えますが(日本各地にある通報局自体の故障は責任範囲外)、この認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、切り分け作業等、必要な協力を求める可能性はあります。
236	(資料-2) 業務要求水準書	17	26	第2部_第3_3_(3)_イ_(コ)	通報局資料中継帯域内の混信状況を確認は、スペアナでの確認を想定しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
237	(資料-2) 業務要求水準書	17	26	第2部_第3_3_(3)_イ_(サ)	通報局の受信周波数を把握し、とありますが、衛星が受信する通報局からの周波数という認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、「SPC」の「地上設備」から発する基準周波数を含みます。
238	(資料-2) 業務要求水準書			—	地上設備とのインターフェースとなる衛星の条件が記載されておりませんが、2009年9月4日公表の参考資料「静止地球環境観測衛星（ひまわり8号及び9号）の概要等」及び2009年10月30日公表の「静止地球環境観測衛星の運用等事業に関する補足事項」の資料が前提との理解で正しいでしょうか。	貴見のとおりです。
239	(資料-2 別紙2) 提供する文書等	-	5	別紙2	インターフェイス管理文書に含まれるインターフェイスをご提示願えませんでしょうか？	管理文書に含まれるインターフェースは次のとおりです。 ①衛星と地上施設間のインターフェース事項 ②軌道上試験に関する「事業者」の「地上設備」と「メーカー」の地上施設間のインターフェース事項 ③その他気象庁が必要と判断するインターフェース事項
240	(資料-2 別紙2) 提供する文書等	-	4-9, 13	別紙2	文書の提供時期として「設計審査会時」は、放射計を含めた衛星の設計審査会と解釈しましたが、どの設計審査会を指していますでしょうか？ また、「試験実施の2ヶ月前」、「各試験実施の1週間前」とありますが、試験の内訳を具体的に提示していただけないでしょうか？	設計審査会とは、「本事業衛星」の基本設計審査会及び詳細設計審査会を示し、放射計の設計に関する事項も含みます。 また「試験実施の2ヶ月前」は「訓練実施の2ヶ月前」の誤記です。平成22年3月8日付「入札説明書・同添付資料の修正」No.7を参照下さい。 「各試験実施の～」の各試験は、放射計データ処理ソフトウェアの試験及び「本事業衛星」実機と「地上施設」との適合性試験を対象とします。
241	(資料-3) 様式集及び記載要領	4	6	第1_5_(2)_イ_様式番号A-3-1_整備の基本要件ア	「地上施設要求要件書（案）の技術要件を理解し～」とありますが、この地上施設要求要件書（案）は、いつ開示されますでしょうか？	本資料については、広く一般に公開せず、第一次審査資料提出時に貸与することとしています。
242	(資料-3) 様式集及び記載要領	14	21	第1_5_(4)_イ_C-4-1_コ	報道発表時において、気象庁殿ではこういった支援業務内容をご想定されておりますでしょうか。	気象庁が作成する報道発表資料作成にあたって、必要となるデータ、資料の作成・提供などです。なお、障害対応時などは、迅速な対応も求められます。
243	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	1	1	1	施設・設備を所有することに伴って賦課される固定資産税は、サービス対価算定上「維持管理費」に含めて計上し、物価変動に伴う対価改定の対象外とするという理解でよろしいでしょうか。	「維持管理費」に含まれますが、5_(3)による物価変動に伴う改定の対象外とはなりません。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
244	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	1	1	1	事業者に賦課される法人税等は、サービス対価算定上「その他の費用」に含めて計上し、物価変動に伴う対価改定の対象外とするという理解でよろしいでしょうか。	その他の費用に含まれますが、5_(3)による物価変動に伴う改定の対象外とはなりません。
245	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	1	8	1	事業契約（案）第28条1項において、事業者は、自らの責任と費用負担により、…加入するものとする、とありますが、同資料第9条1項四号に規定される「履行保証保険」を付した場合、当該履行保証保険に係る保険料は、表1 施設・設備整備費 ① イ8号衛星運用開始時に係るその他費用及び② イ9号衛星運用開始時に係るその他費用に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
246	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	1	10	1_①	8号衛星運用開始時に係る施設・設備整備費とありますが、8号衛星のバックアップ用設備に関しても当該項目に含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
247	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	2	24	1_⑥	入札価格低減の観点から、設備を選定企業の所有する建物内に設置する場合、当該建物が合理的に必要とする改修時において事業期間中に必要となる設備の移設費用等は、サービス購入費の維持管理費に含めても宜しいでしょうか。	ご指摘の「入札価格低減の観点から、設備を選定企業の所有する建物内に設置する場合、当該建物が合理的に必要とする改修時において事業期間中に必要となる設備の移設費用」をサービス対価の算定において「維持管理費」に含めて構わないと考えています。
248	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	6	6	3_(1)_①_ア	支払予定について、第1回をH27年10月31日、最終回（第30回）はH42年4月30日という理解でよろしいでしょうか（事業者から国が、前期は9月30日、後期は3月31日に、適法な請求書を受領し、その1ヶ月後に国が支払したと仮定した場合）。	ご質問の前提に基づく場合、第1回は平成27年10月30日、最終回は平成42年4月30日となります。
249	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	6	17	3_(1)_①_ウ	基準金利について、運用開始日の2銀行営業日前とは、仮に事業契約に基づくスケジュールを前提とした場合、運用開始予定日（H27年4月1日）の2銀行営業日前のH27年3月30日を指すという理解でよろしいでしょうか。	基準金利の確定日を修正しました。平成22年3月8日付「入札説明書・同添付資料の修正」No. 15を参照下さい。
250	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	6	26	3_(1)_②_ア	支払予定について、第1回をH29年4月30日、最終回（第27回）はH42年4月30日という理解でよろしいでしょうか（事業者から国が、前期は9月30日、後期は3月31日に、適法な請求書を受領し、その1ヶ月後に国が支払したと仮定した場合）。	ご質問の前提に基づく場合、貴見のとおりです。
251	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	7	9	3_(1)_②_ウ	基準金利について、副衛星の運用開始日の2銀行営業日前とは、仮に事業契約に基づくスケジュールを前提とした場合、副衛星の運用開始予定日（H29年1月1日）の2銀行営業日前、閉庁日となりますが、H28年12月29日を指すという理解でよろしいでしょうか。	基準金利の確定日を修正しました。平成22年3月8日付「入札説明書・同添付資料の修正」No. 18を参照下さい。
252	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	7	17	3_(2)	維持管理費の各内訳の1回あたりの支払額については「各回とも一定額を想定」とありますが、一方、運用費の各内訳の1回あたりの支払額については当該内訳に係る「運用費等総額の1/支払回数」とされています。維持管理費については必ずしも均等額でなくてもよいとの趣旨でしょうか。両者の考え方の違いにつきご教示下さい。	ここでの趣旨は「本資料2_(2)の①～③」において算定された各費用を①～③のそれぞれの支払い回数で均等に分割して支払うということになります。なお、「3_(2)」について、「3_(3)」の記載に合わせて修正します。
253	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	7	19		各衛星共通の維持管理費は年2回（合計30回）払いとなっておりますが、具体的に初回分の対象期間はH27. 4～H27. 9になると考えてよろしいでしょうか。（最終回はH41. 10～H42. 3になるのでしょうか。）	当初想定スケジュールの場合、貴見のとおりです。
254	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	7	22		正衛星のみに係る維持管理費は年2回（合計29回）払いとなっておりますが、具体的に初回分の対象期間はH27. 4～H27. 9になると考えてよろしいでしょうか。（最終回はH41. 4～H41. 9になるのでしょうか。）	当初想定スケジュールの場合、貴見のとおりです。（なお、最終回は「H41. 4～H41. 7」の予定です）
255	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	7	23	3_(2)_②	支払予定について、第1回はH27年10月31日、支払回数は合計29回とすると最終回はH41年10月31日となるという理解でよろしいでしょうか。（事業者から国が、前期は9月30日、後期は3月31日に、適法な請求書を受領し、その1ヶ月後に国が支払したと仮定した場合）	ご質問の前提に基づく場合、第1回は平成27年10月30日、最終回は平成41年10月30日となります。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
256	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	7	23	3_(3)_②	支払予定について、第1回はH27年10月31日、支払回数は合計29回とすると最終回はH41年10月31日となるという理解でよろしいでしょうか。(事業者から国が、前期は9月30日、後期は3月31日に、適法な請求書を受領し、その1ヶ月後に国が支払したと仮定した場合)	ご質問の前提に基づく場合、第1回は平成27年10月30日、最終回は平成41年10月30日となります。
257	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	7	26		副衛星のみに係る維持管理費は年2回(合計27回)払いとなっておりますが、具体的に初回分の対象期間はH29.1~H29.3になると考えてよろしいでしょうか。(最終回はH41.10~H42.3になるのでしょうか。)	当初想定スケジュールの場合、貴見のとおりです。
258	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	7	31		維持管理費について“支払う金額は各回とも一定額”という記載がありますが、これは各回の支払金額については事業者からの提案金額(各回不均等額も可)をお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ここでの趣旨は「本資料2_(2)の①~③」において算定された各費用を①~③のそれぞれの支払い回数で均等に分割して支払うということになります。なお、「3_(2)」について、「3_(3)」の記載に合わせて修正します。
259	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	9	1	4	サービス対価は事業契約締結時には確定されているものと存じますが、本項に記載されている精査又は検査は、どのような基準を基に行われるのでしょうか。また、基本的にはサービス対価は、基準金利及び物価変動による改定を除き、事業契約締結以降、不変と考えて宜しいでしょうか。融資契約締結後に、サービス対価(施設・設備整備費)が変動した場合には、ローンの額も変動することになるため、ブレイクファンディングコスト等が発生する可能性がございます。つきましては、事業契約締結以降のサービス対価の額の修正等は、可能な限り回避頂たく存じます。	サービス対価の総額は「5 サービス対価の改定方法」に基づき改定される場合を除き、原則として不変とし、「1 サービス対価の構成」に規定する「構成される費用の内容」について詳細化を図り、修正又は確定することを想定しています。
260	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	9	1	4	本項の規定により精査/確定するサービス対価の「内訳」とは具体的にサービス対価の構成上のどの階層を指すのでしょうか。物価変動、基準金利改定、要求水準変更及び設計変更以外の理由で、本項でいう「精査」によりサービス対価の総額が変更されることはないという理解でよろしいでしょうか。	サービス対価の総額は「5 サービス対価の改定方法」に基づき改定される場合を除き、原則として不変とし、「1 サービス対価の構成」に規定する「構成される費用の内容」について詳細化を図り、修正又は確定することを想定しています。
261	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	9	1	4	本項の規定により精査/確定するサービス対価の「内訳」とは具体的にどのような範囲を想定されてますでしょうか。例えば入札提案後に施設設備整備費と維持管理運営費用で費用のやりとり等があり、各サービス購入費の総額が変わるようなことがあった場合、それまでに確保した資金調達に係るブレイクファンディングコスト等の増加費用が新たに発生することが想定されますが、物価変動、基準金利改定、要求水準変更及び設計変更以外の理由で、本項でいう「精査」によりサービス対価の総額が変更されることはないという理解でよろしいでしょうか。	サービス対価の総額は「5 サービス対価の改定方法」に基づき改定される場合を除き、原則として不変とし、「1 サービス対価の構成」に規定する「構成される費用の内容」について詳細化を図り、修正又は確定することを想定しています。
262	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	9	18	5_(1)	「ただし、運用開始時期が延期となった場合. 費用の見直しを行うことができる.」とありますが、事業者帰責ではない事由により運用開始時期が延期となった場合、事業者に発生する合理的な追加費用(借入に係るブレイクファンディングコスト等の金融費用も含む)については、発注者負担となるという理解でよろしいでしょうか。	No.46を参照下さい。
263	(資料-5) 事業者選定基準	3	18	第5_1_(1)	「事業提案に、要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。」とありますが、『入札説明書(p-13)』の16.(3).④.(イ)項には、「事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としないことがある。」と記されております。後者は、提案内容によっては加算点対象となるような含みを持たせているように解釈されますが、実際はどちらなのでしょう。	加算点対象としません。入札説明書を修正します。
264	(資料-5) 事業者選定基準	5	18	第5_3_(2)	「~事業提案の内容を改善することが必要不可欠となる~」とは、「提案内容は要求水準を満たしていないので、内容を改善しなくてはならない」ということを示すのでしょうか?あるいは、「要求水準を満たしてはいるが、内容を改善した方がよい」ということを示しているのでしょうか?後者の場合、要求要件は満たしているわけですから、改善に伴う費用の見直しの機会を設けるべきと考えますが、いかがでしょうか?	「事業提案」が要求水準を達成しているかどうか不明確であり、事業実施にあたり内容の明確化を図ることが不可欠である場合等を想定しています。なお、会計法令上、落札金額の変更は認められません。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
265	(資料-6) 基本協定書(案)	2	23	第5条_1	出資者が設立に際して発行される株式を引き受ける募集設立の方式が想定されていますが、代表企業が単独で発起設立をし、別紙1記載の金額及び数量の株式を他の出資者に譲渡するという方法は認められないのでしょうか。	「事業計画書」でかかる方法を明示している場合は認められます。
266	(資料-6) 基本協定書(案)	2	36	第5条_3_二	融資金融機関のために本契約上の地位や本契約に基づく事業者の権利に担保設定を行う可能性がありますので、その場合はご承諾いただけるという認識でよろしいでしょうか。	No. 13を参照下さい。
267	(資料-6) 基本協定書(案)	4	39	第13条_1	「乙」及び「丙」は連帯して基本協定に書かれている各種義務を負いますが、SPCと「衛星製造業者」が直接契約をした場合、「衛星製造業者」は乙、丙ではないので、それらの義務を負わないという理解でいいのでしょうか？	貴見のとおりです。
268	(資料-6) 基本協定書(案)	5	3	第13条_2	13条に基づく違約金負担は「構成員」及び「協力企業」の連帯債務である、との趣旨の規定となっております。提案者は本事業への入札のみのためにグループを構成しているのにおいて、グループ内の他者（他社）の行為・行動の全てを互いに管理できるものではありません。したがって、違約金を連帯債務とする規定は、各社にとって、過度の規定であり「責めに帰すべき事由を生ぜしめた者」が支払うという建て付けが自然かと考えますが、お考えについて、ご教示下さい。	コンソーシアムを構成している以上、「構成員」及び「協力会社」間で一定の監視は行っていただく必要があるため、原案のとおりとします。
269	(資料-6) 基本協定書(案)	5	4	第13条_2	「乙」及び「丙」は連帯して基本協定に書かれている各種義務を負いますが、SPCと「衛星製造業者」が直接契約をした場合、「衛星製造業者」は乙、丙ではないので、それらの義務を負わないという理解でいいのでしょうか？	貴見のとおりです。
270	(資料-6) 基本協定書(案)	5	20	第15条	「本事業に融資等を行う金融機関等」には、融資をしようと検討を行う金融機関等（融資契約は未締結）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	開示する情報にもよりますが、例えば、基本協定書や事業契約書であれば、「事業者」に対して本事業に関して融資を行う金融機関（融資を行おうとする者を含む。）に対し、開示しても問題ないと考えます。
271	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	2	25	2_(1)_②_ア_⑤	「事業者が締結する契約又は覚書等」とありますが、これは事業契約上提出を求められている選定企業又は第三者との契約及び再委任・下請負に関する契約を指されているという理解でよろしいでしょうか。また、素案の提出時期とありますが、迅速な手続きを実施するために、素案の提出につきましては合理的な理由がある場合、免除もしくは例えば“7日以前”とさせて頂く等、協議の上、日数を調整させて頂くことは可能でしょうか（上記15条・17条に関するコメントもご参照下さい）。	前段については、貴見のとおりです。後段については、原案のとおりとします。
272	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	3	22	2_(2)_①_イ	改善・復旧計画書の作成期限として「直ちに」と記載されていますが、これは作成に直ちに取りかかり、作成後、速やかに提出するという理解でよろしいでしょうか。計画書という性質上、作成には一定の検討・作成時間を要しますので念のため確認させて頂いております。3(2)①イ、4(2)①イ・同②イ、5(2)①イ・同②イ、7(1)(2)についても同様です。	改善がなされない状態が長期化することは望ましくないと考えており、「直ちに」と表現しております。なお、改善・復旧計画書の作成に時間を要することは承知しておりますが、その際、迅速な対応を求めます。
273	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	8	11	4_(1)_①_ア	「重大な事象」とは説明会で説明があったように、障害時に障害対応手順書に沿った対応をしなかったために事象が発生した場合を示すと考えていいのでしょうか？	ご指摘の内容も含め、本資料に規定したとおりです。
274	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	8	15	4_(1)_①_ア	「重大な事象」に関しまして、放射計データ及び通報局資料の欠測に関して説明がなされておりますが、「重大な事象」にあたる定量的な判断基準と測定手法につきご教授下さい。	ご質問の内容については欠測の社会に与えるインパクト等に鑑み、決めていくこととなります。次期気象衛星においては、今よりも詳細かつ高頻度な情報提供を予定していますが、そうしたことにも鑑み、判断基準等を決めていくことになると考えています。
275	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	9	1	4_(1)_②_ア	提出書類として記載のある各種計画書及び報告書は、年末・年始、祝・祭日を外した気象庁殿ご指定の期日までにご提出するという認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
276	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	13	10	5_(1)_①_ア	「重大な事象」に関しまして、放射計データ及び通報局資料の欠測に関して説明がなされておりますが、「重大な事象」にあたる定量的な判断基準と測定手法につきご教授下さい。	ご質問の内容については欠測の社会に与えるインパクト等に鑑み、決めていくこととなります。次期気象衛星においては、今よりも詳細かつ高頻度な情報提供を予定していますが、そうしたことにも鑑み、判断基準等を決めていくことになると考えています。
277	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	23	15	8_(3)_①_ア	施設・設備整備費の留保につきましては、減額すべき金額が残っている限りにおいては、年度をまたいで留保された状態が継続されるという理解でよろしいでしょうか。	年度末には留保している「施設・設備整備費」を支払いますが、なお減額すべき金額が存在する場合は、翌年度当該金額に係る「施設・設備整備費」の支払いを改めて留保します。
278	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	23	15	8_(1), (2)	(1) の重大な事象の発生により維持管理費若しくは運用費が支払留保された場合において、(2) の重大な事象以外の事象が生じた場合は、留保された維持管理費若しくは運用費から減額を行うという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。指摘のような場合は、(1)及び(2)による減額を除いた当期「維持管理費」及び当期「運用費」の支払を留保します。
279	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	23	17	8_(3)_①_ア	減額に関しては、維持管理費、運用費もしくはその他費用が対象で、いずれの場合も施設・設備整備費の減額はされないという理解でよろしいでしょうか。	減額に関しては、貴見のとおりです。ただし、運用開始後において、「施設・設備整備費」は、支払を留保する場合と、事業契約解約により事業契約書（案）別紙9が適用される場合とがあります。
280	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	23	23	8_(3)_①_ア	施設・設備整備費の支払いが留保された場合、当該留保期間に係る割賦手数料は再計算され支払われるのでしょうか。	「施設・設備整備費」の支払いの留保は、金額を変更せずに支払いの時期のみを変更するものです。
281	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	23	23	8_(3)_①_ア	「その他費用からの減額及び施設・設備整備費の支払いの留保を行う」とありますが、施設・設備整備費の支払いの留保は、その他費用からの減額をしてもなお減額すべき金額が存在する場合に限って行うという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
282	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	23	23	8_(3)_①_ア	「その他費用からの減額及び施設・設備整備費の支払いの留保を行う」とありますが、施設・設備整備費の支払い留保が想定されるのは、その他費用の減額が尽きた後となるか、その他費用の減額と同時かのいずれでしょうか。	「その他費用」の減額をまず行い、それでもなお減額すべき金額が存在する場合には、「施設・設備整備費」の支払いの留保を行います。
283	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	23	23	8_(3)_①_ア	「その他費用からの減額及び施設・設備整備費の支払いの留保を行う」とありますが、維持管理・運営業務の不調を以て既に完了済みの施設・設備整備費の支払いを留保されるのは、合理性が不明であり、かつ、蓋然性が低い事象への手当てとしての入札額上昇を回避するため、支払の留保につきましては取り下げて頂くよう、お願い申し上げます。	No. 197を参照下さい。
284	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	23	24	8_(3)_①_ア	施設・設備整備費の支払いの留保について、仮に当該年度の4月時点で留保が決定し、翌年3月末時点において改善できず留保期間が継続する場合、①留保決定の前年度の後期分(10月1日から3月31日までの半期分)及び②当該年度の前期分(4月1日から9月30日までの半期分)の施設・設備整備費の支払いが留保され、当該留保分は当該年度末の3月末に支払われるという理解でよろしいでしょうか。	No. 277を参照下さい。
285	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	23	24	8_(3)_①_ア	「留保期間は翌期の支払期間に持ち越す」とありますが、施設・設備整備費の留保期間は最長一年であり、各年度毎には一旦は支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 277を参照下さい。
286	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	23	27	8_(3)	業務不履行に伴うサービス対価の減額により、維持管理費及び運用費が100%減額された場合には、その他費用の減額及び施設・設備整備費の支払留保を行うとの規定がございますが、施設・設備整備費は事業者が金融機関から借り入れるローンの返済原資であり、当該支払が留保される可能性がある場合には、積立金の準備等別の手段を講じる必要があります。これは、事業者のコストアップ要因となりますので、当該支払留保を行う旨の規定は削除いただきますようお願いいたします。	No. 197を参照下さい。

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関係以外）への回答（その2）

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 行数	⑤ 項目	⑥ 質問	⑦ 回答
287	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	23	27	8_(3)_①_イ	減額手続とは別に、業務不履行に伴う損害賠償を事業者に請求することに関し、想定される事象、請求時期、請求金額について具体的にご教示下さい。	例えば、業務不履行により衛星が損傷した場合等を想定していますが、請求時期、請求金額については、具体的な事象が発生していない以上、現時点で具体的に回答することはできません。
288	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	24	1	8_(3)_①_ウ	「再発の履歴等については、…有効とする」とありますが、この場合、事業再構築が必要となった場合における代替業者の参加意欲を妨げるものと思われますので、構成員又は協力企業が変更した場合は罰則点等の減額値を持ち越さない形にてご変更頂けませんでしょうか。	No. 197を参照下さい。